

令和2年度

環境学習都市宣言記念公園

既存施設等解体工事設計図

都市計画・交通政策課

図面目録

図面番号	名称	A1縮尺	備考	図面番号	名称	A1縮尺	備考	図面番号	名称	A1縮尺	備考
1~2	特記仕様書-1~2	N・S		46	5. 温室撤去⑥ 平面図・立面図	図示		100	暖房設備 配管図	図示	
3	撤去平面図-1	1:400		47	5. 温室撤去⑥ 基礎、基礎梁伏図・詳細図	図示		101	散水設備 配管図	図示	
4	撤去平面図-2	1:500		48	5. 温室撤去⑥ 小屋伏図・軸組図	図示		102	灌水設備 配管図	図示	
5	全体配置図	図示		49	5. 温室撤去⑥ 矩計図	1:20		103	外構撤去平面図	1:400	
6~7	用地整備工事図-1~2	図示		50	3. 温室撤去④、 5. 温室撤去⑥ 冷暖房設備 平面図	図示		104~109	外構撤去詳細図-1~6	図示	
8	外構工事図	1:500		51	7. 温室撤去⑧ 平面図・立面図	1:50		110	現況樹木平面図（伐採）	1:400	
9	外構工事詳細図	図示		52	10. 倉庫撤去①			111	現況樹木一覧表	N・S	
10	鉄筋コンクリート構造配筋標準図	N・S		53	11. 倉庫撤去②						
11	鉄骨構造工作標準図	N・S		54	12. 倉庫撤去③						
12	1. 温室撤去① 平面図	図示		55	13. 倉庫撤去④ 平面図・立面図・断面図	図示					
13	1. 温室撤去① 立面図	図示		56	13. 倉庫撤去④ 矩計図・詳細図	図示					
14	1. 温室撤去① ベンチ配置平面図	1:100		57	13. 倉庫撤去④ 仕上表・建具リスト	図示					
15	1. 温室撤去① 基礎、基礎梁伏図・詳細図	図示		58	13. 倉庫撤去④ 基礎、基礎梁伏図・詳細図	図示					
16	1. 温室撤去① 小屋伏図・軸組図	図示		59	13. 倉庫撤去④ 鉄骨詳細図	1:30					
17	1. 温室撤去① 部材リスト・軸組図	図示		60	13. 倉庫撤去④ 電気設備 配線図	図示					
18	1. 温室撤去① 矩計図	図示		61	14. トイレ撤去 平面図・立面図	1:50					
19	1. 温室撤去① 電気設備 配線図	図示		62	15. 管理棟撤去 平面図	図示					
20	1. 温室撤去①、2. 温室撤去③、 17. ボイラー室撤去 暖房設備配管図	図示		63	15. 管理棟撤去 立面図・断面図	図示					
21	1. 温室撤去① 灌水設備 配管図	図示		64	15. 管理棟撤去 仕上表・天井伏図	図示					
22	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④、 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 平面図・立面図	図示		65	15. 管理棟撤去 矩計図	図示					
23	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④、 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 基礎、基礎梁伏図 ・詳細図	図示		66	15. 管理棟撤去 玄関ポーチ他詳細図	図示					
24	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④、5. 温室撤去⑥ 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 部材リスト	図示		67	15. 管理棟撤去 詳細図	図示					
25	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④、 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 小屋伏図・軸組図	図示		68~71	15. 管理棟撤去 展開図-1~4	1:50					
26	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④、 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 矩計図	1:20		72~73	15. 管理棟撤去 建具リスト-1~2	1:100					
27	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④、 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 電気設備 配線図	図示		74	15. 管理棟撤去 基礎、基礎梁伏図・詳細図	図示					
28	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④、 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 灌水設備 配管図	図示		75	15. 管理棟撤去 軸組図・基礎梁伏詳細図	図示					
29	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 平面図・屋根伏図・立面図	図示		76	15. 管理棟撤去 鉄骨詳細図	図示					
30	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 基礎、基礎梁伏図・詳細図	図示		77	15. 管理棟撤去 排水設備 平面図	図示					
31	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 小屋伏図・軸組図・部材リスト	図示		78~80	15. 管理棟撤去 電気設備 配線図-1~3	図示					
32	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 矩計図	図示		81	15. 管理等撤去、 17. ボイラー室撤去 電気設備 配線図-4	図示					
33	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 天窓詳細図	図示		82	15. 管理棟撤去 冷暖房設備 平面図・系統図	図示					
34	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 側窓詳細図-1	図示		83	15. 管理棟撤去 換気設備 平面図	図示					
35	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 出入口詳細図	図示		84	16. 自転車置場撤去						
36	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 複層板天窓詳細図	1:4		85	17. ボイラー室撤去 平面図・立面図	図示					
37	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 側窓詳細図-2	1:10		86	19. 浄化槽撤去 設備図	図示					
38	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ FRP天窓詳細図	1:10		87	20. オイルタンク撤去①	図示					
39	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ ビニール貼り詳細図	1:10		88	21. オイルタンク撤去②	図示					
40~42	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 二軸二層自動カーテン詳細図-1~3	図示		89~95	電気設備 配線図-1~6	図示					
43	2. 温室撤去③、4. 温室撤去⑤ 6. 温室撤去⑦ 電気設備 配線図	図示		96~97	機械設備 数量リスト-1~3	図示					
44	4. 温室撤去⑤、6. 温室撤去⑦ 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 暖房設備 配管図	図示		98	排水設備 配置図	図示					
45	4. 温室撤去⑤、 6. 温室撤去⑦ 灌水設備 配管図	図示		99	冷暖房設備 数量リスト	N・S					
									合計	111枚	

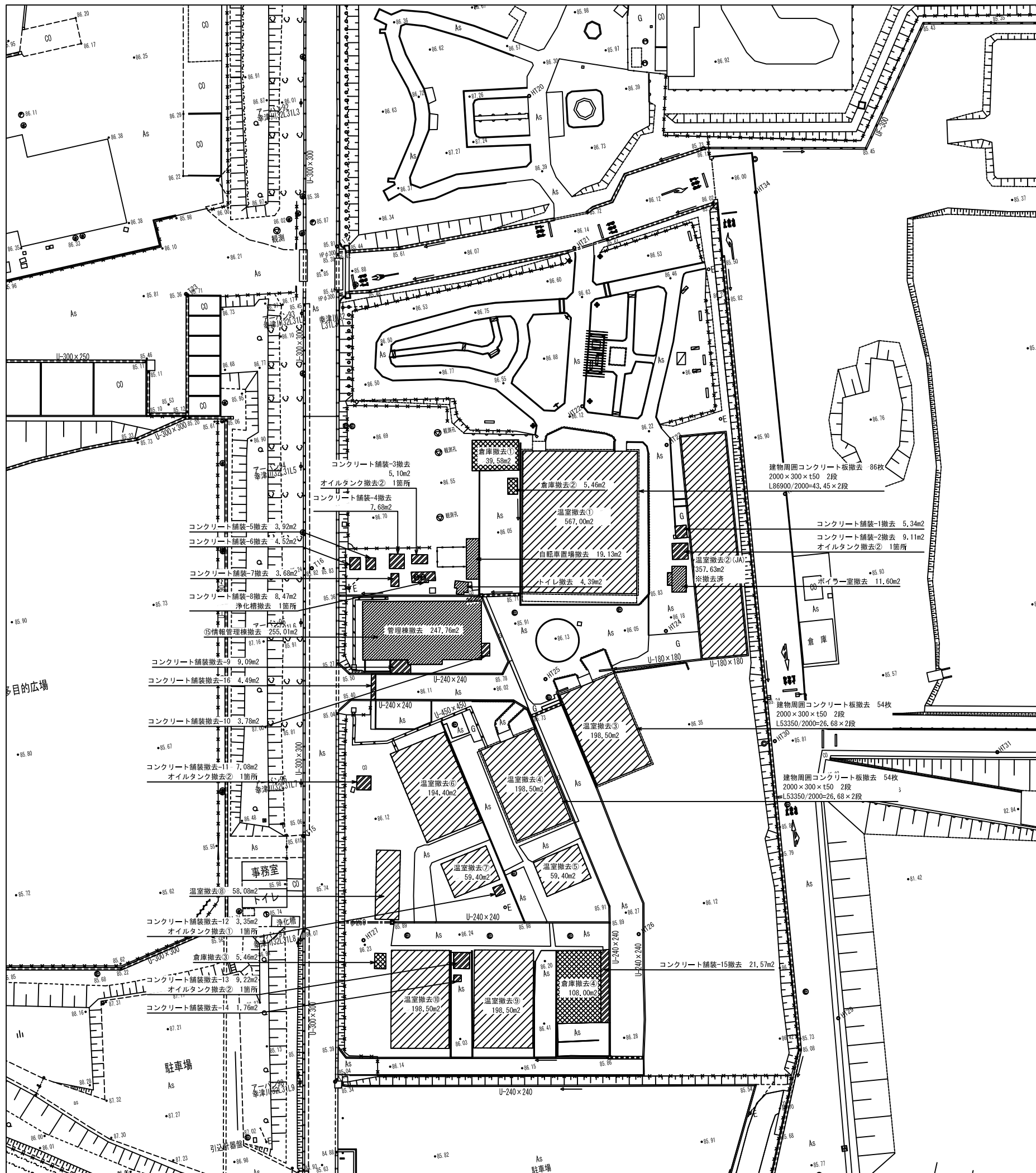
認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名 路線名 地区名	環境学習都市宣言 記念公園		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	図面目録		
縮尺	A1:S=N・S、A3:S=N・S		
図面番号	枚ノ内		
都市計画・交通政策課			



解体工事	①解体範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>●とりこわし範囲には、電気設備・機械設備も含む。</li> <li>●工事の着手に先立ち、監督職員が立合いの上、施工範囲を確認すること。</li> <li>●解体工事の着手に先立ち、解体対象物の石綿の使用状況、敷地状況、敷地周辺環境、建設副産物再利用及び廃棄物の処理方法等について事前調査を行い監督職員に報告すること。</li> <li>●電気・電話・ガス・上下水道等諸設備の閉栓、廃線、廃管手続及びメーター等の返納等は、解体工事請負業者の責任において行い、監督職員に書面で報告すること。その確認の上で、閉栓処理、解体・撤去・移設・処分は解体工事請負の中で設備専門業者が行うものとす</li> <li>●可燃物を現場内で焼却処分することは厳禁とする。</li> <li>●杭があった場合、フーチング底-500まで頭を飛ばし、土中に存置とする。既設杭の位置を測量して報告すること。</li> <li>●解体工事の着手に先立ち、解体工事を適切に遂行するための具体的手段と方法を明示した施工計画書を作成の上、監督職員の承諾を得ること。施工計画書には、一般事項、準備作業、仮設計画、解体作業計画、建設副産物処理計画、最終作業、安全衛生管理計画等について記載すること。</li> </ul>	解体工事	⑩発生材の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別管理産業廃棄物</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>対象物</th> <th>処理方法</th> </tr> <tr> <td>●廃石綿</td> <td>処理方法 手壊し等で慎重に除去し、飛散防止のため、ビニール袋等透明な袋に梱包して飛散しないように搬出。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>尚、運転中の飛散等防止のため、運搬車両は荷台をシートで覆い最終処分場へ搬送。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●その他産業廃棄物</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>対象物</th> <th>処理方法</th> </tr> <tr> <td>●蛍光灯</td> <td>●水銀ランプ 箱等に梱包して再処理業者に依頼し、再利用を図る。</td> </tr> <tr> <td>●廃電池</td> <td>リサイクルメーカーにより処理する。</td> </tr> <tr> <td>●フロン</td> <td>冷媒回収事業所認定登録業者により処理する。</td> </tr> </table> <p>注)有害物の処理完了後は、処理を証明する書類を速やかに監督職員に提出する。  ●現場にて再利用を図るもの( )  ●引渡しを要するもの(現地立合い確認の上、監督職員が指示するもの)  上記に関する現場発生品調書を作成し監督職員に提出する。集積場所は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●構外指定場所</li> <li>●構内の監督職員が指定する場所に集積</li> <li>●仮設物の撤去、移設物の現状復帰を行い、必要に応じて埋め戻し、整地を行う。</li> <li>●ビニールハウス棟内の植栽土は処分すること。</li> <li>●ビニールハウス棟内のコンクリート柵板は再利用するため監督職員の指示する場所(市内)に運搬すること。</li> </ul>	対象物	処理方法	●廃石綿	処理方法 手壊し等で慎重に除去し、飛散防止のため、ビニール袋等透明な袋に梱包して飛散しないように搬出。		尚、運転中の飛散等防止のため、運搬車両は荷台をシートで覆い最終処分場へ搬送。	対象物	処理方法	●蛍光灯	●水銀ランプ 箱等に梱包して再処理業者に依頼し、再利用を図る。	●廃電池	リサイクルメーカーにより処理する。	●フロン	冷媒回収事業所認定登録業者により処理する。
	対象物	処理方法																	
	●廃石綿	処理方法 手壊し等で慎重に除去し、飛散防止のため、ビニール袋等透明な袋に梱包して飛散しないように搬出。																	
		尚、運転中の飛散等防止のため、運搬車両は荷台をシートで覆い最終処分場へ搬送。																	
	対象物	処理方法																	
	●蛍光灯	●水銀ランプ 箱等に梱包して再処理業者に依頼し、再利用を図る。																	
	●廃電池	リサイクルメーカーにより処理する。																	
	●フロン	冷媒回収事業所認定登録業者により処理する。																	
	②施工計画所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●解体は分別解体により行い、順序は以下を標準とする。</li> <li>1)電気・電話・ガス・上下水道設備の閉栓、廃線処理</li> <li>2)建築設備機器類の取り外し(金属・樹脂・保温材・コンクリート等)</li> <li>3)内装材等の取り外し(床材、壁材、天井材、間仕切り等)</li> <li>4)建具類・ガラス類の取り外し(金属製建具・木材建具・ガラス類等)</li> <li>5)屋根葺き材の取り外し(屋根葺き材・防水材等)</li> <li>6)外装材、上部躯体の取り外し(取り壊し)</li> <li>7)基礎及び外構の取り外し(取り壊し)</li> </ul>		⑪図面撤去範囲について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.特記なき限り、工事エリア内は全て撤去範囲とする。</li> <li>2.特記なき限り、図面表記実線、点線供すべて撤去範囲とする。</li> <li>3.特記なき限り、図面表記実線、造り付家具等もすべて撤去とする。</li> </ol>														
	③工法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な解体工事が行われたことを証明する必要がある為、工事記録、工事写真等の記録方法について、事前に監督職員に提示し、承諾を得ること。</li> </ul>		⑫暴力団員等による不当介入の排除	<p>1.特記なき限り、工事エリア内は全て撤去範囲とする。</p> <p>2.特記なき限り、図面表記実線、点線供すべて撤去範囲とする。</p> <p>3.特記なき限り、図面表記実線、造り付家具等もすべて撤去とする。</p> <p>守山市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●請負者(請負人または受注者)は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。</li> <li>●請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により守山警察署または所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。</li> <li>●請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は監督職員と協議するものとする。</li> <li>●請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず通報を行わず、後においてそのことが明らかになった場合には、指名停止措置等の対象となるものとする。</li> </ul>														
④工事記録	(建築関連)	⑬市内下請・市内材料調達促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●守山市の発注に関し、下請施工を必要とする場合、また施工に必要な各種の資材等の購入については、可能な限り市内に本社・本店を有する者の中から選定する。</li> </ul>																
⑤解体工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶断等火気を使用する場合は、火の粉等が飛散しないよう対策を講じるとともに、火気を使用する付近に消火器を準備する。</li> <li>●取り壊し建物が転倒しないよう、取り壊しに当っては上部から作業を行うものとし、極力高さが均一になるようバランスよく作業を進める。また、必要に応じて転倒防止策を講ずる。</li> <li>●原則として壁倒しは禁ずる。ただし、やむをえない場合は監督職員と協議する。</li> <li>●石膏ボードの撤去は「手ばらし」を原則とし、石膏ボードとその仕上材(壁紙やロックウール化粧吸音材等)は分離する。ただし、やむをえない場合は監督職員と協議する。</li> <li>●作業中は粉塵の飛散を防止するため、常時散水等を行う。</li> <li>●工事現場の整理整頓を行い、事故、有害物の漏洩のない現場管理を行うこと。</li> </ul>	⑭共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●解体工事全般について下記事項に注意して行うこと</li> <li>・工事現場の完全管理や、保険など労働基準監督署に届け出る必要の有る該当高低は届出を行うこと。</li> <li>・撤去廃棄物で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)になるものは、収集から最終処分までマニフェスト交付を経て適正に処分すること。</li> <li>・近隣に対する工事騒音、臭気が発生する工事(工事着手日、搬入ルート)は、監督員に事前報告をし、近隣への告知等の対処を行うこと。</li> <li>・工事着手に際し、現地調査を十分に行い、不明な点は事前に質疑書を提出し、監督員の指示に従うこと。</li> <li>・車輛等についた泥等は、敷地内で十分落とした上で退場させること。また、敷地周辺や道路を汚した場合は清掃等を行い美化に努めること。</li> <li>・誘導員を設置する場合は、作業車輛の通行整理の他、安全確保(作業エリア内への侵入阻止等)に配慮すること。</li> <li>・全ての配線・配管・照明・配線器具・その他盤などを含めてすべて撤去すること。</li> <li>・解体撤去に先立ち、電力等の供給及び通信等の接続が停止していることを確認すること。</li> <li>・PCB使用の安定器、廃コンデンサ等の取り扱い 万一疑いのあるものが発見された場合は速やかに監督者に報告の上、指示に従うこと。</li> <li>・引渡しに当たっては、調書を作成して、監理者へ提出のこと。</li> <li>・既設管等の撤去廃棄物で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)になるものは、収集から最終処分までマニフェスト交付を経て適正に処分すること。</li> <li>・冷媒(フロン類)の回収方法は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に従って行い、監督者に次の書類を提出する。</li> <li>・エアコンの設置台数:撤去リストNo.42:チケットブース (ア)第一種フロン類回収事業者登録通知書の写し (イ)フロン類回収証明書</li> <li>・「特定家庭用機器再(ア)特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し</li> <li>・現在施工中の建築工事「環境施設建設工事(協和エソオ・日建特定建設工事共同企業体)」、「環境学習都市宣言宣言記念公園交流拠点施設整備工事(清水建設株式会社)」その他近接する工事との工程調整を行うこと。また、監督員の指示に従い、工程会議等に出席すること。</li> </ul>																
⑥解体後の現況図	(機械設備関連)																		
⑦測量等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機材搬入通路及び撤去器材搬出通路の養生は、監督職員に確認のうえ適切に行うこと。</li> <li>●既設埋設管の経路は試験堀を行い再確認すること。</li> <li>●既設管等の撤去廃棄物で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)になるものは、収集から最終処分までマニフェスト交付を経て適正に処分すること。</li> <li>・フロン回収は設備専門業者にて行うこと。</li> <li>●既設機器に利用している冷媒の回収は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)に従って行うこと。また、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象となっているものは、図法に従って行う。</li> <li>●ガスメーターのプラグ止めは、ガス管内の残留ガス除去のための窒素パージをガス供給会社により行い安全を確認後、ガス管撤去のこと。</li> </ul>																		
⑧解体証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機材搬入通路及び撤去器材搬出通路の養生は、監督職員に確認のうえ適切に行うこと。</li> <li>●既設埋設管の経路は試験堀を行い再確認すること。</li> <li>●既設管等の撤去廃棄物で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)になるものは、収集から最終処分までマニフェスト交付を経て適正に処分すること。</li> </ul>																		
⑨現場における保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機材搬入通路及び撤去器材搬出通路の養生は、監督職員に確認のうえ適切に行うこと。</li> <li>●既設埋設管の経路は試験堀を行い再確認すること。</li> <li>●既設管等の撤去廃棄物で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)になるものは、収集から最終処分までマニフェスト交付を経て適正に処分すること。</li> </ul>																		
⑩運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>●とりこわし工事完了後に、工事区画内を測量(高低測量含む)のうえ、現況図を作成し、監督職員に提出すること。</li> <li>●監督職員の指示する場合に敷地測量を行うこと。</li> <li>●監督職員の指示する書式で解体証明書を発行すること。</li> <li>●建設廃棄物が工事現場から搬出されるまでの間、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、分別した種類毎に保管すること。</li> <li>●建設廃棄物の運搬に当って、廃棄物が飛散、流出しないよう、適切な構造の運搬車両を使用する。尚建設廃棄物を運搬車両に積み込む場合は、分別した廃棄物が混合しないよう適切な措置を講ずる。</li> <li>●運搬経路の適切な設定並びに車両、積載量等の適切な管理により、騒音・振動・粉塵等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講ずる。</li> <li>●運搬途中において積替えを行う場合は、関係者と打合わせを行い、関係保全に留意する。</li> <li>●廃棄物の運搬処理に伴い、最終処分地まで追跡調査を行い、記録を監督職員に提出すること。</li> </ul>																		

許可・実施	当初 第 回変更
年度・番号	令和 年度 第 号
河川名	環境学習都市宣言記念公園
線路名	
地区名	
工事名	既存施設等解体工事
地名	守山市幸津川町 地先
図面名	特記仕様書-2
縮尺	
図面番号	111 枚ノ内 2
都市計画・交通政策課	





凡例

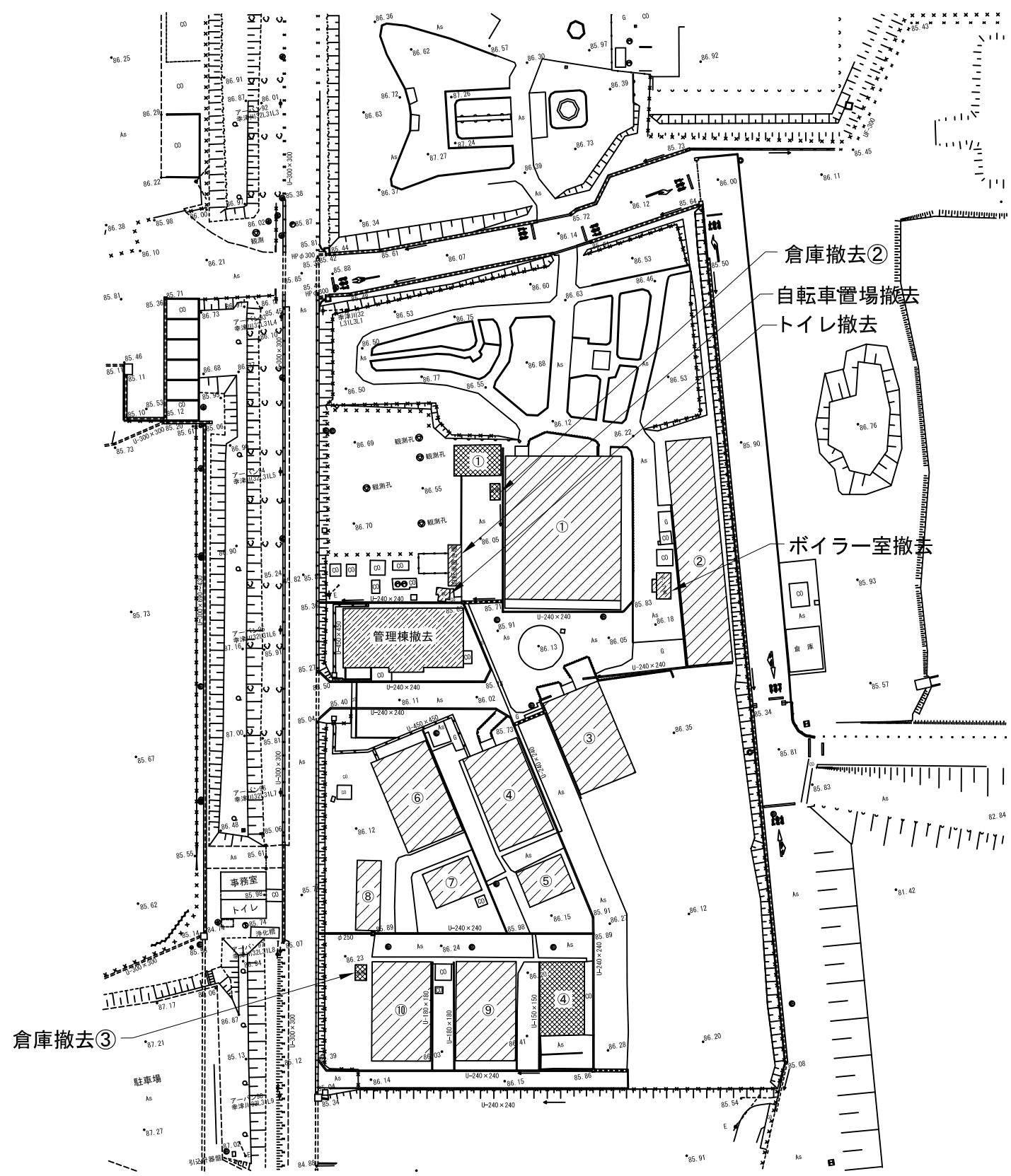
工事区分	記号	細別	規格	数量	単位	備考
工種	種別		形状寸法			
基礎整備						
構造物撤去工	基礎	温室撤去①	観葉、鉢物撤去	567.00	m2	
		温室撤去②	温室撤去(JA)	357.63	m2	撤去済
		温室撤去③	花キ(Nu.3)撤去	198.50	m2	
		温室撤去④	花キ(Nu.2)撤去	198.50	m2	
		温室撤去⑤	育苗(野菜)撤去	59.40	m2	
		温室撤去⑥	花キ(Nu.1)撤去	194.40	m2	
		温室撤去⑦	育苗(花キ)撤去	59.40	m2	
		温室撤去⑧	温室撤去	58.08	m2	
		温室撤去⑨	野菜(Nu.2)撤去	198.50	m2	
		温室撤去⑩	野菜(Nu.1)撤去	198.50	m2	
		倉庫撤去①		39.58	m2	
		倉庫撤去②		5.46	m2	
		倉庫撤去③		5.46	m2	
		倉庫撤去④	資材庫撤去	108.00	m2	
		トイレ撤去		4.39	m2	
管理棟撤去		247.76	m2			
自転車置場撤去		19.13	m2			
ポイラー室撤去		11.60	m2			
浄化槽撤去		1	箇所			
オイルタンク撤去①		1	箇所			
オイルタンク撤去②		4	箇所			

※温室⑧、倉庫①～④、自転車置場は、新築図面なし。

凡例

工事区分	記号	細別	規格	数量	単位	備考
工種	種別		形状寸法			
基礎整備						
構造物撤去工	基礎	コンクリート舗装-1撤去		5.34	m2	
		コンクリート舗装-2撤去		9.11	m2	
		コンクリート舗装-3撤去		5.10	m2	
		コンクリート舗装-4撤去		7.68	m2	
		コンクリート舗装-5撤去		3.92	m2	
		コンクリート舗装-6撤去		4.52	m2	
		コンクリート舗装-7撤去		3.68	m2	
		コンクリート舗装-8撤去		8.47	m2	
		コンクリート舗装-9撤去		9.09	m2	
		コンクリート舗装-10撤去		3.78	m2	
		コンクリート舗装-11撤去		7.08	m2	
		コンクリート舗装-12撤去		3.35	m2	
		コンクリート舗装-13撤去		9.22	m2	
		コンクリート舗装-14撤去		1.76	m2	
		コンクリート舗装-15撤去		21.57	m2	
		コンクリート舗装-16撤去		4.49	m2	
コンクリート板撤去		194	枚	温室撤去①、③、④周囲		

認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第
河川名称	環境学習都市宣言		
地区名称	記念公園		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	撤去平面図-1		
縮尺	A1:S=1/400、A3:S=1/800		
図面番号	111 枚ノ内 3		
都市計画・交通政策課			

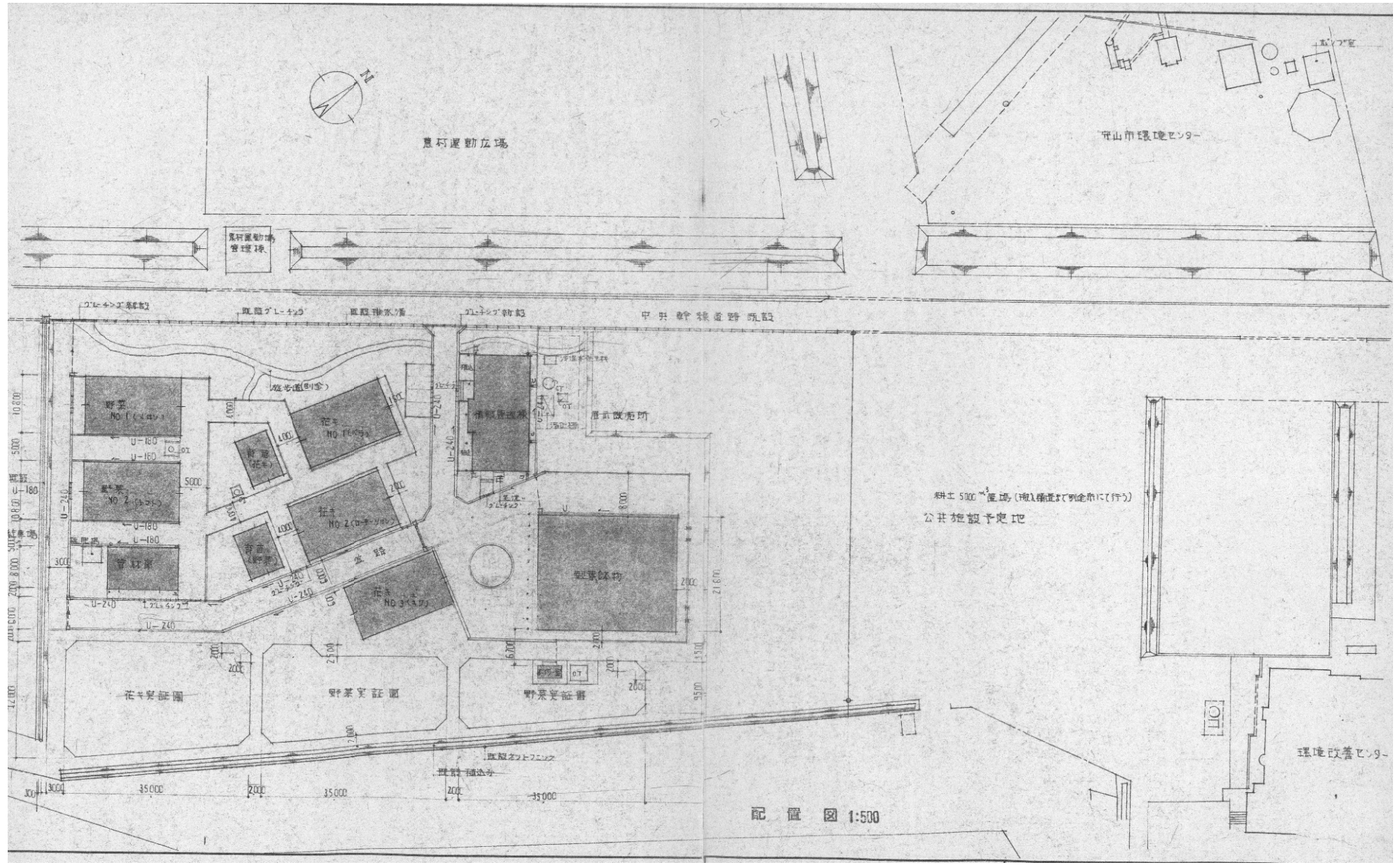


凡例

表示	名称	数量
	温室撤去①	567.00 m <sup>2</sup>
	温室撤去② (JA)	348.60 m <sup>2</sup>
	温室撤去③	198.50 m <sup>2</sup>
	温室撤去④	198.50 m <sup>2</sup>
	温室撤去⑤	59.40 m <sup>2</sup>
	温室撤去⑥	194.40 m <sup>2</sup>
	温室撤去⑦	59.40 m <sup>2</sup>
	温室撤去⑧	58.08 m <sup>2</sup>
	温室撤去⑨	198.50 m <sup>2</sup>
	温室撤去⑩	198.50 m <sup>2</sup>
	倉庫撤去①	39.58 m <sup>2</sup>
	倉庫撤去②	5.46 m <sup>2</sup>
	倉庫撤去③	5.46 m <sup>2</sup>
	倉庫撤去④	108.00 m <sup>2</sup>
	トイレ撤去	4.39 m <sup>2</sup>
	管理棟撤去	247.76 m <sup>2</sup>
	自転車置場撤去	19.13 m <sup>2</sup>
	ボイラー室撤去	11.60 m <sup>2</sup>
	浄化槽撤去 (M-7)	1 式
	オイルタンク撤去 (M-14)	1 式

※倉庫①～③、自転車置場は、新築図面なし。  
 ※温室② (JA) は撤去済

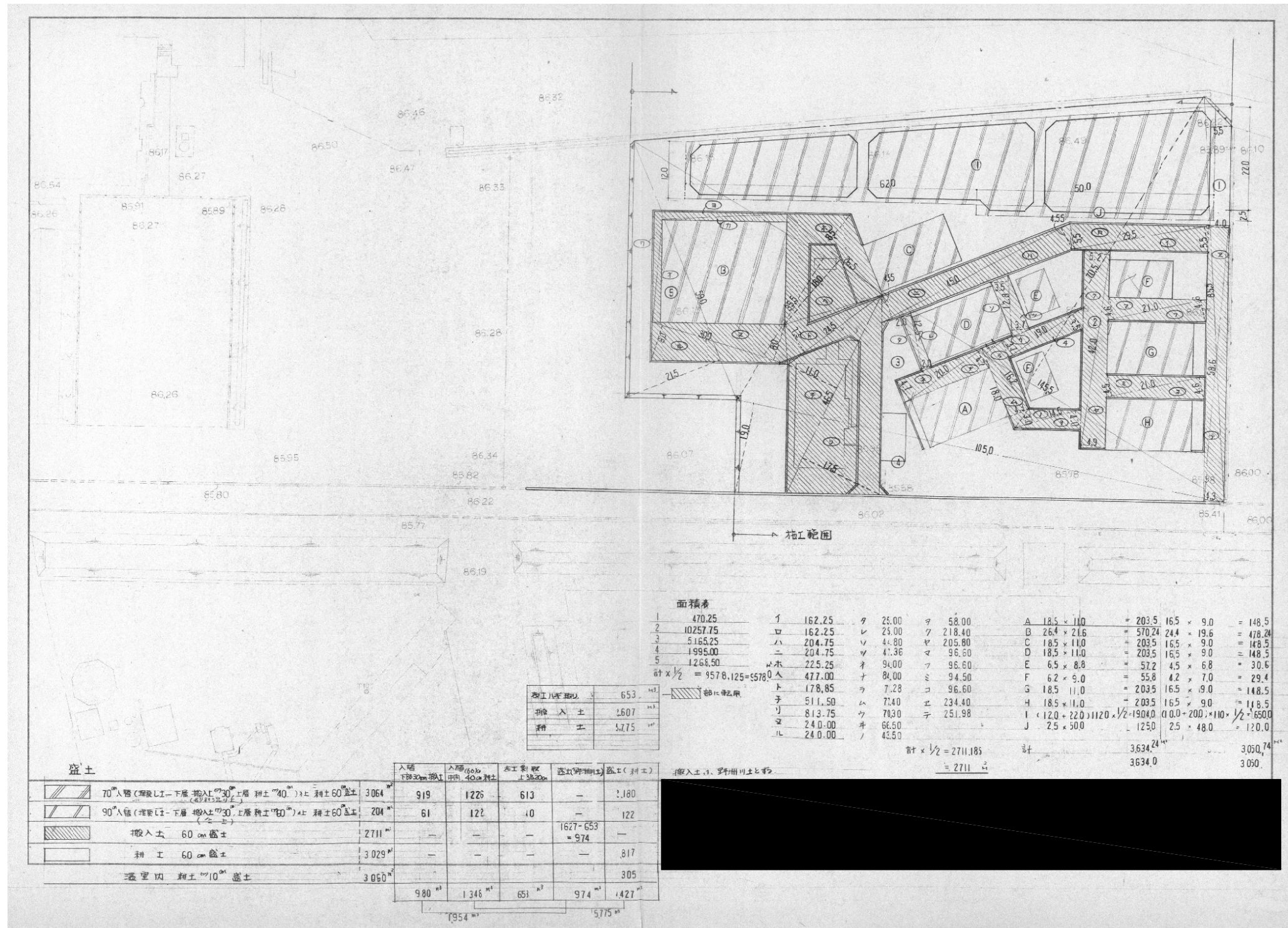
認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名称 路線名称 地区名	環境学習都市宣言 記念公園		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	撤去平面図-2		
縮尺	A1:S=1/500、A3:S=1/1000		
図面番号	111 枚ノ内 4		
都市計画・交通政策課			



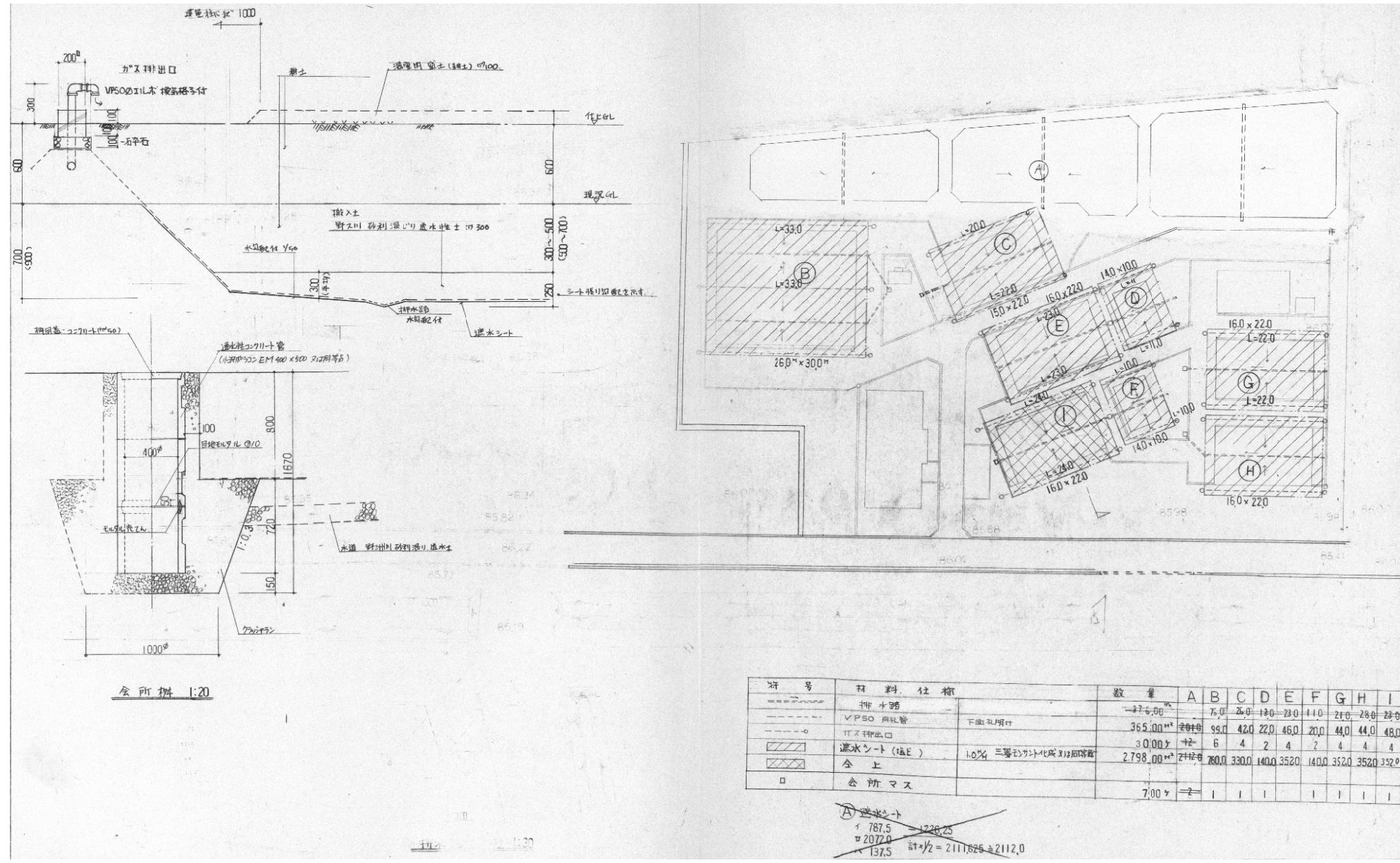
配置図 1:500

認可・実施 年度・番号	当初 令和 年度	第 年度	回変更 第 号
河川 名称	環境学習都市宣言記念公園		
地区 名称	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	全体配置図		
縮尺	S=図示		
図面番号	111 枚ノ内 5		
都市計画・交通政策課			



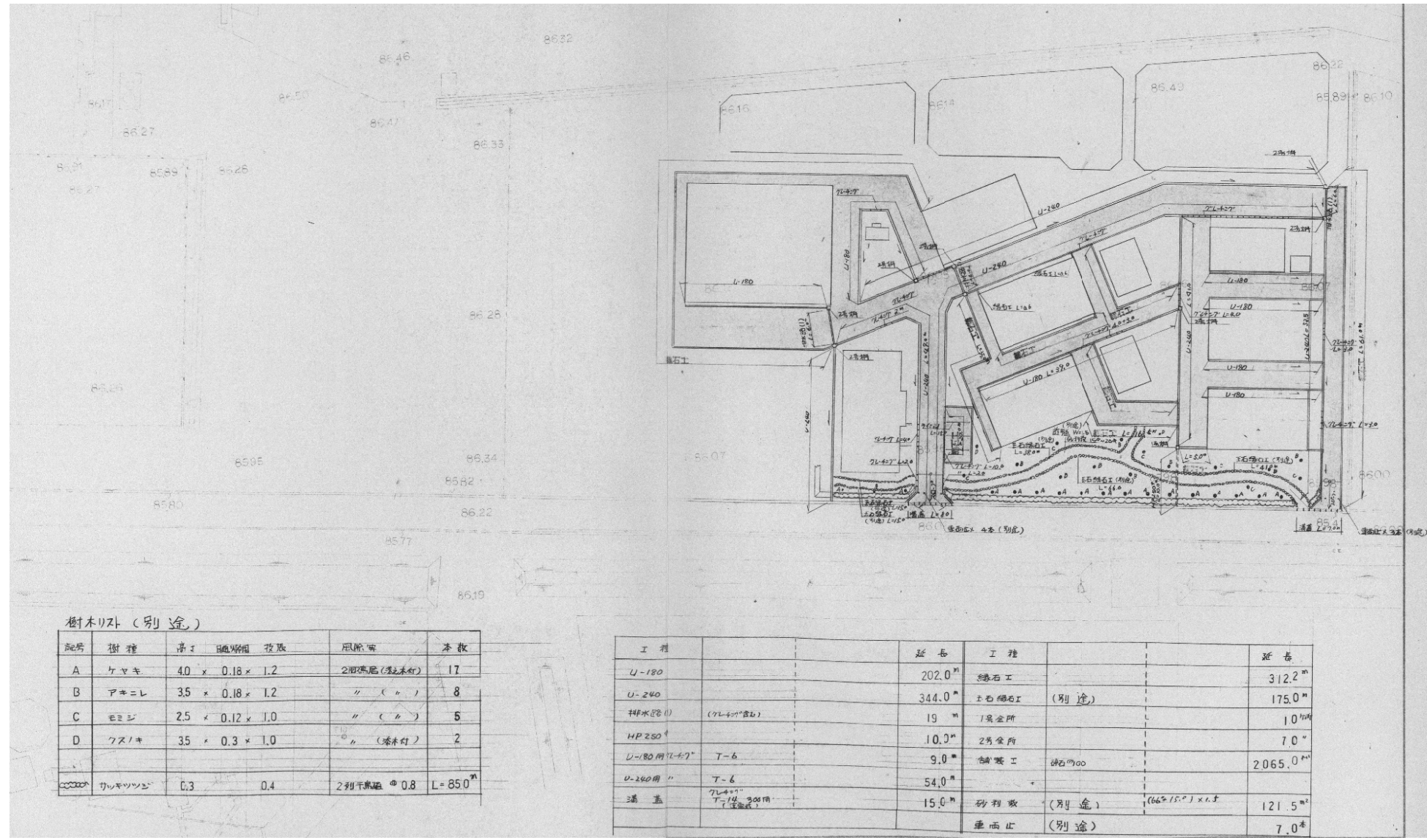


認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名称	環境学習都市宣言記念公園		
地区名称	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	用地整備工事図-1		
縮尺	A1:S=1/500、A3:S=1/1000		
図面番号	111 枚ノ内 6		
都市計画・交通政策課			



認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名称 地区名称	環境学習都市宣言記念公園		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	用地整備工事図-2		
縮尺	S=図示		
図面番号	111 枚ノ内 7		
都市計画・交通政策課			



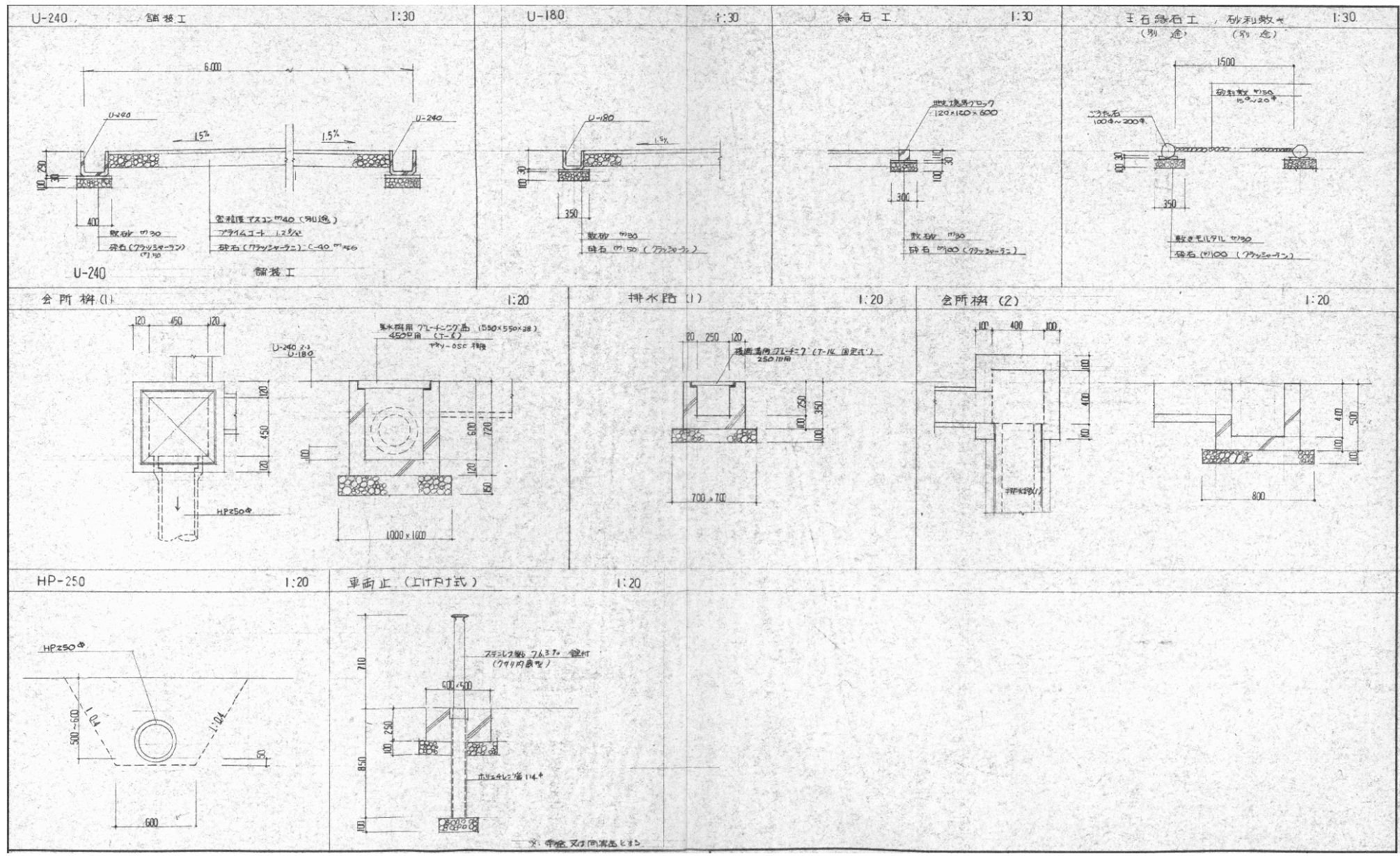


樹木リスト (別途)

記号	樹種	高さ	幅	投影	取除面積	本数
A	ケヤキ	4.0	0.18	1.2	2取除面積(緑石木付)	17
B	アキニレ	3.5	0.18	1.2	" (カ)	8
C	エゴシ	2.5	0.12	1.0	" (カ)	5
D	クスノキ	3.5	0.3	1.0	" (緑石木付)	2
	サレキツツシ	0.3	0.4		2列千鳥敷 φ0.8 L=85.0 <sup>※</sup>	

工程		延長	工種		延床
U-180		202.0 <sup>m</sup>	緑石工		312.2 <sup>m<sup>2</sup></sup>
U-240		344.0 <sup>m</sup>	土石緑石工	(別途)	175.0 <sup>m<sup>2</sup></sup>
排水設備	(7L+10"管)	19 <sup>m</sup>	1号金所		10 <sup>m<sup>2</sup></sup>
HP 250 <sup>+</sup>		10.0 <sup>m</sup>	2号金所		7.0 <sup>m<sup>2</sup></sup>
U-180用 T-6 <sup>+</sup>	T-6	9.0 <sup>m</sup>	舗装工	緑石700	2065.0 <sup>m<sup>2</sup></sup>
U-240用 T-6	T-6	54.0 <sup>m</sup>			
溝蓋	7L+10" T-10 200用	15.0 <sup>m</sup>	砂利敷	(別途)	(66×150)×1.5 121.5 <sup>m<sup>2</sup></sup>
			乗取止	(別途)	7.0 <sup>m<sup>2</sup></sup>

認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名称	環境学習都市宣言記念公園		
地区名称	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	外構工事図		
縮尺	A1:S=1/500、A3:S=1/1000		
図面番号	111 枚ノ内 8		
都市計画・交通政策課			



認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名称	環境学習都市宣言記念公園		
地区名称	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	外構工事詳細図		
縮尺	S=図示		
図面番号	111 枚ノ内 9		
都市計画・交通政策課			



### 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (単位mm) 1986版

#### § 1 一般事項

1-1 基礎 独立基礎 杭打

1-2 コンクリート FC 180 N/mm<sup>2</sup>

1-3 鉄筋 SD 30

1-4 その他

2-1 鉄筋の表示記号

記号	寸法	種類	寸法	種類	寸法	種類	寸法	種類
○	D10	丸棒	D16	丸棒	D22	丸棒	D25	丸棒
●	丸棒	丸棒	丸棒	丸棒	丸棒	丸棒	丸棒	丸棒

2-2 鉄筋の折り曲げ

2-3 鉄筋の定巻及び巻手

2-4 巻手

#### § 2 共通事項

鉄筋の表示記号は下表による。

寸法	種類	寸法	種類	寸法	種類
丸棒	丸棒	丸棒	丸棒	丸棒	丸棒

2-1 鉄筋の表示記号

2-2 鉄筋の折り曲げ

2-3 鉄筋の定巻及び巻手

2-4 巻手

#### § 3 柱

3-1 定巻の巻手

3-2 定巻の定巻

3-3 巻手

#### § 4 梁

4-1 定巻の巻手

4-2 定巻の定巻

4-3 巻手

4-4 巻手

#### § 5 小梁及び片持梁

5-1 定巻

5-2 巻手

5-3 片持ちスラブ

#### § 6 壁

6-1 定巻及び巻手

6-2 巻手

6-3 巻手

#### § 7 基礎

7-1 基礎

7-2 基礎

7-3 基礎

7-4 基礎

#### § 8 その他

8-1 基礎

8-2 基礎

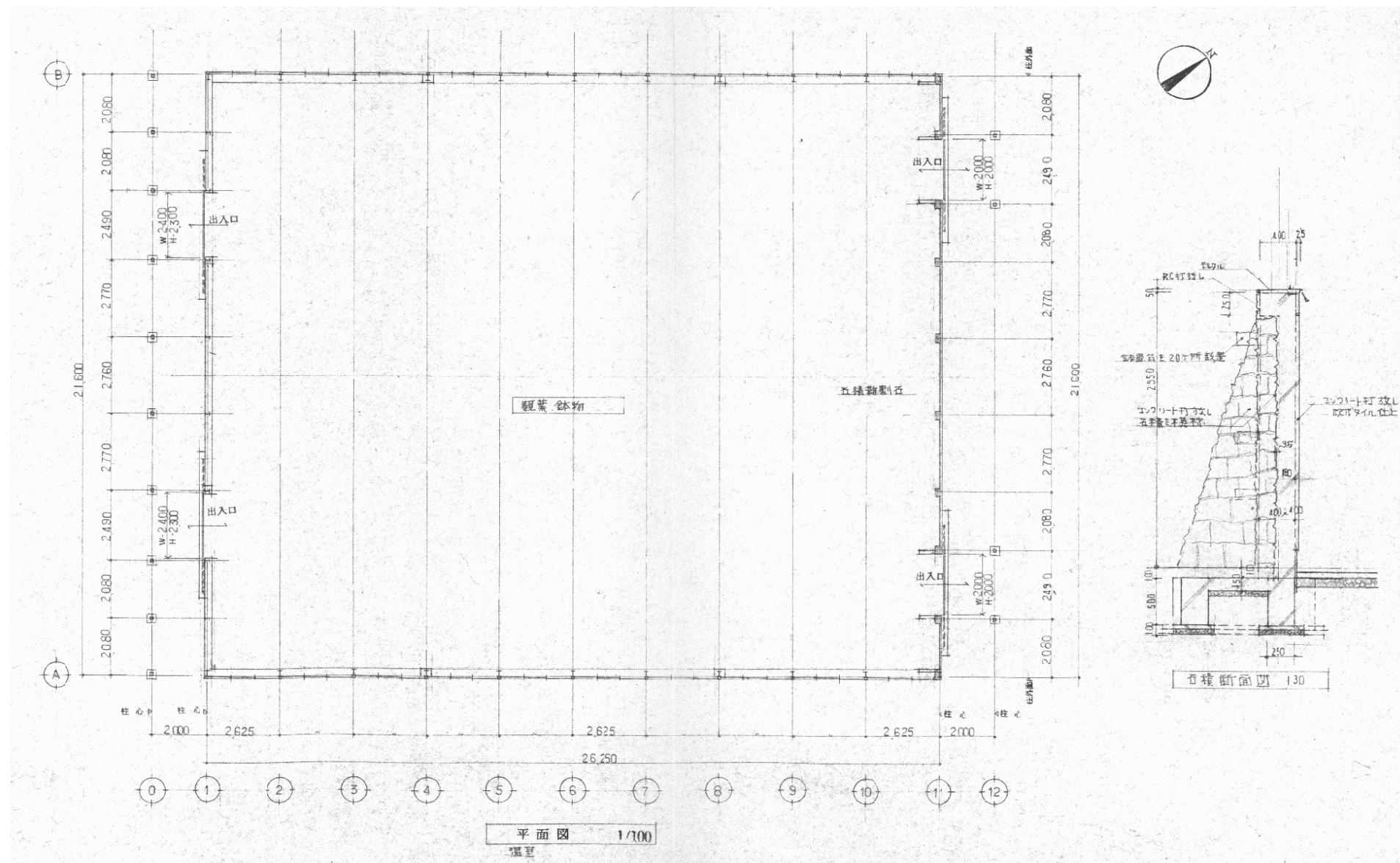
8-3 基礎

8-4 基礎

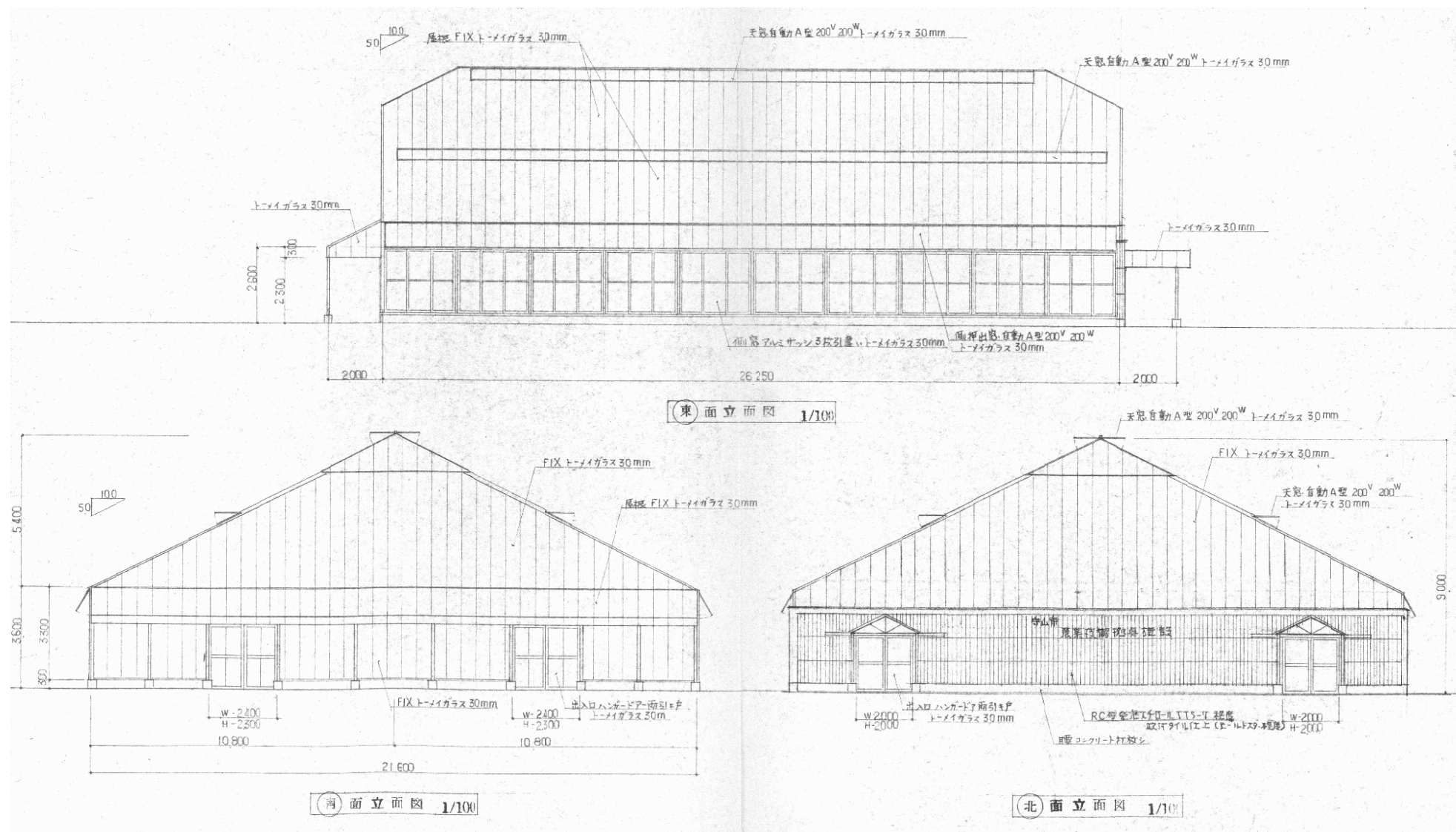
認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名称	環境学習都市宣言記念公園		
地区名称	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	鉄筋コンクリート構造配筋標準図		
縮尺			
図面番号	111 枚ノ内 10		
都市計画・交通政策課			



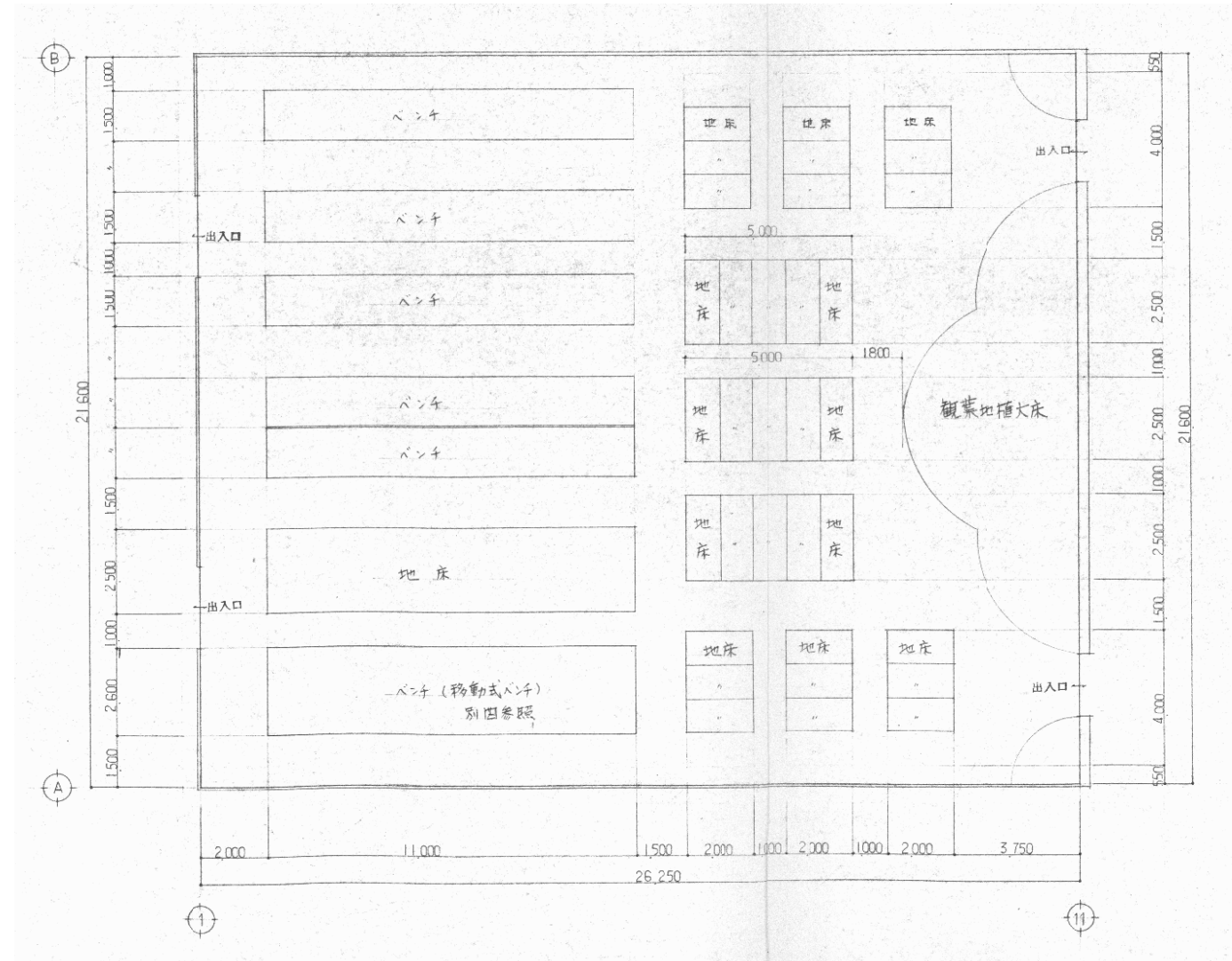




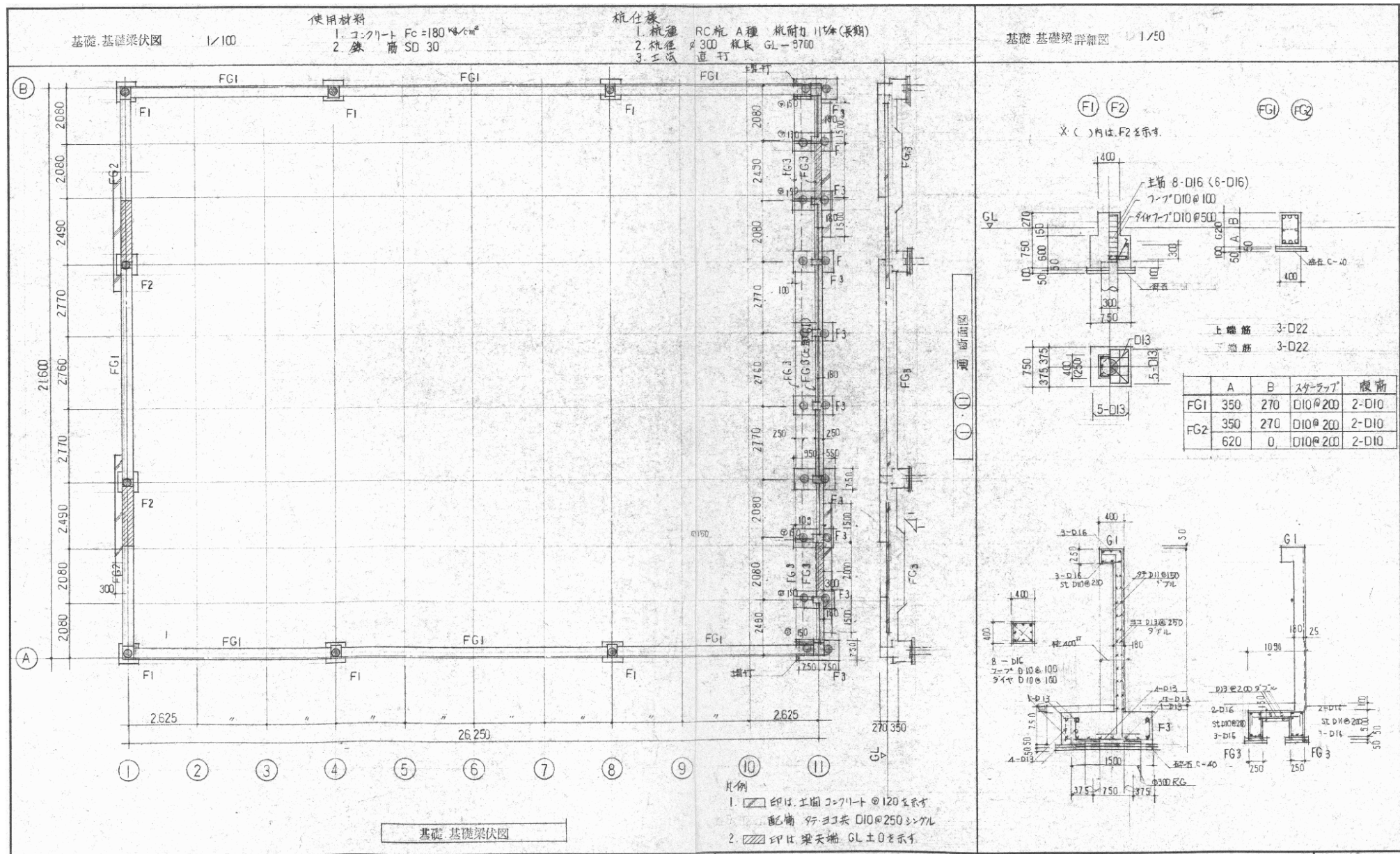
認可・実施 年度・番号	当初 令和 年度 第 号	第 回 年度 第 号	回変更
河川 名称 地区 名称	環境学習都市宣言記念公園		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	1. 温室撤去① 平面図		
縮尺	S=図示		
図面番号	111 枚ノ内 12		
都市計画・交通政策課			



認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名称	環境学習都市宣言記念公園		
地区名称	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	1. 温室撤去① 立面図		
縮尺	S=図示		
図面番号	111 枚ノ内 13		
都市計画・交通政策課			

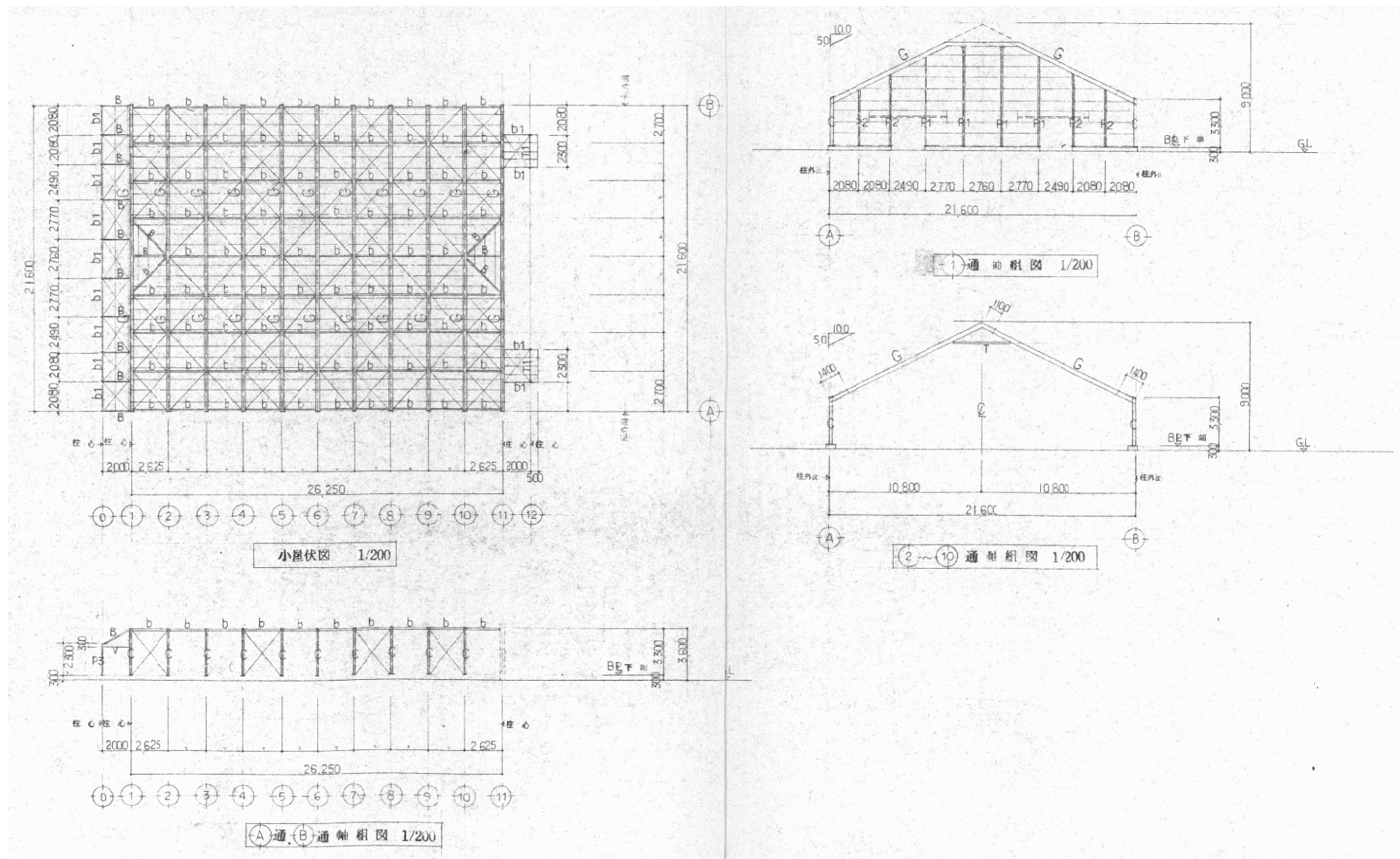


認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名称	環境学習都市宣言記念公園		
地区名称	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	1. 温室撤去① ベンチ配置平面図		
縮尺	A1:S=1/100、A3:S=1/200		
図面番号	111 枚ノ内 14		
都市計画・交通政策課			



認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名	環境学習都市宣言記念公園		
地区名	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	1. 温室撤去① 基礎・基礎梁伏図・詳細図		
縮尺	S=図示		
図面番号	111 枚ノ内 15		
都市計画・交通政策課			

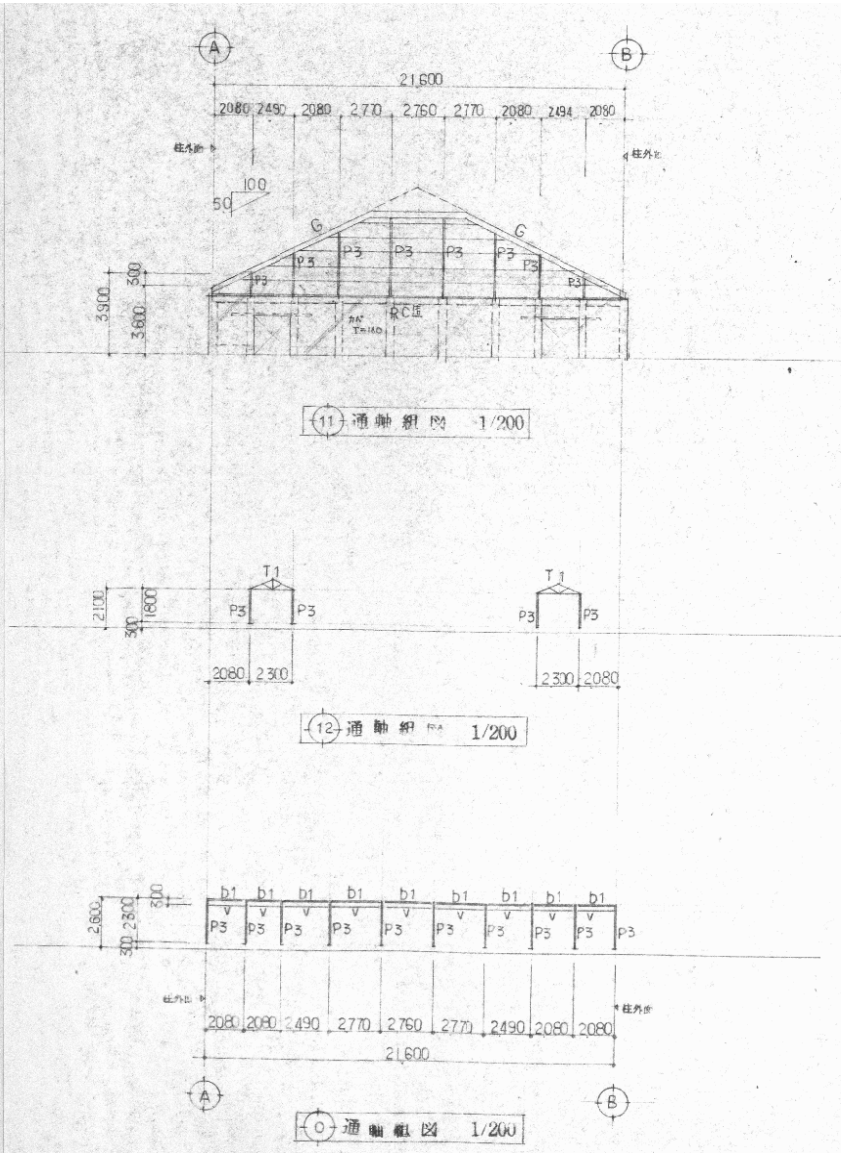




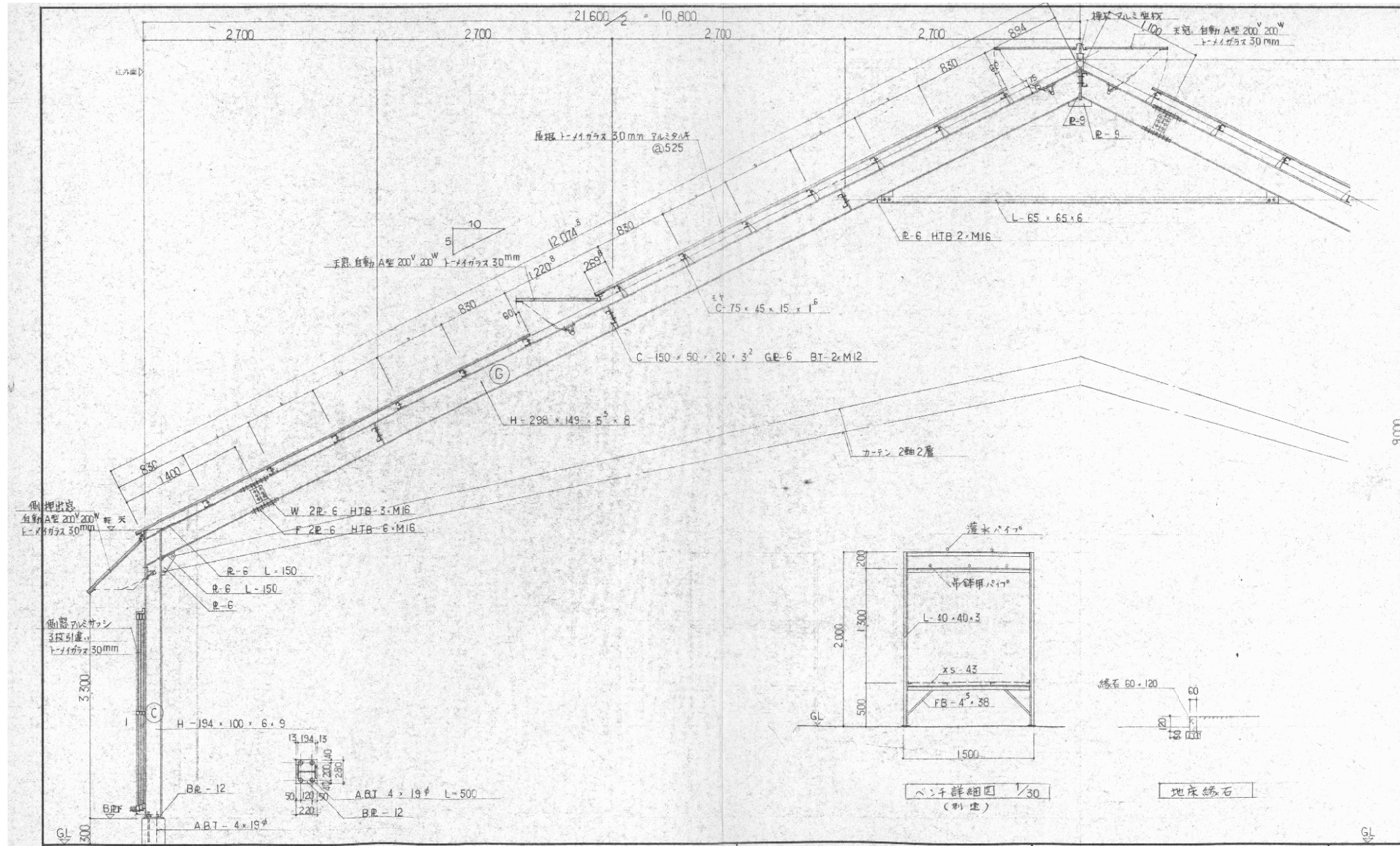
認可・実施 年度・番号	当初 令和 年度 第 号	回変更
河川 一 路 一 各 地 区 名	環境学習都市宣言記念公園	
工事名	既存施設等解体工事	
地名	守山市幸津川町 地先	
図面名	1. 温室撤去① 小屋伏図・軸組図	
縮尺	S=図示	
図面番号	111 枚ノ内 16	
都市計画・交通政策課		



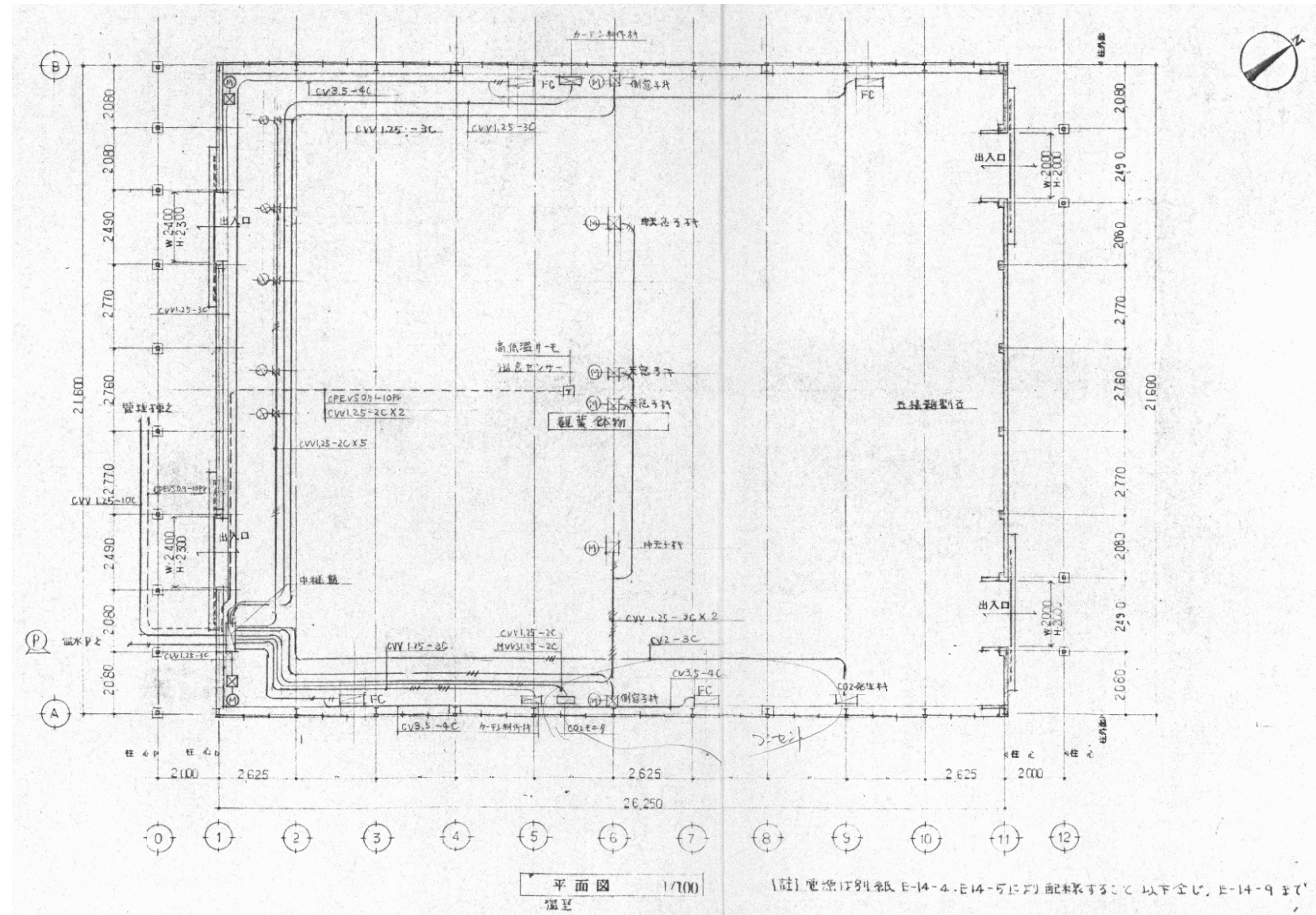
部 材 リ ス ト		
符号	部 材	備 考
G	H - 298 × 149 × 5 <sup>5</sup> × 8	F 2R-6 HTB6×M16 W2R-6 HTB-3×M16
b	C - 45Q × 50 × 20 × 3 <sup>2</sup>	GR-6 BT 2×M12
T	L - 65 × 35 × 6	GR-6 HTB-2 × M12
b1	C - 100 × 30 × 20 × 2 <sup>3</sup>	GR-4 <sup>5</sup> BT 2×M12
B1	LH - 150 × 75 × 3 <sup>2</sup> × 4 <sup>5</sup>	GR-6 BT 2×M12
T1	L-65・65・6	
C	H - 194 × 150 × 6 × 9	BR-12 ABT-4 × 19 <sup>0</sup> L-500 WNT
P1	H - 148 × 100 × 6 × 9	BR-1 <sup>0</sup> ABT-2 × 16 <sup>0</sup> L-500 WNT
PE	H - 150 × 75 × 5 × 7	BR-9 ABT-2 × 16 <sup>2</sup> L-500 WNT
PS	C - 100 × 100 × 2 <sup>3</sup>	BR-6 ABT-2 × 13 <sup>0</sup> L-500 WNT
V	L - 75 × 45 × 15 × 1 <sup>6</sup>	GR-4 <sup>5</sup> BT 2×M12
トヤ	C - 75 × 45 × 15 × 1 <sup>6</sup>	BT-M12
トブチ	C - 75 × 45 × 15 × 1 <sup>6</sup>	BT-M12
小窓フレーム	ハスフレーム - M18	GR-6 HTB 1×M20
窓フレーム	ハスフレーム - M18	GR-6 HTB 1×M20



認可・実施 年度・番号	当初	第	回変更
	令和	年度	第 号
河川 名称	環境学習都市宣言記念公園		
地区 名称	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	1. 温室撤去① 部材リスト・軸組図		
縮尺	S=図示		
図面番号	111 枚ノ内 17		
都市計画・交通政策課			

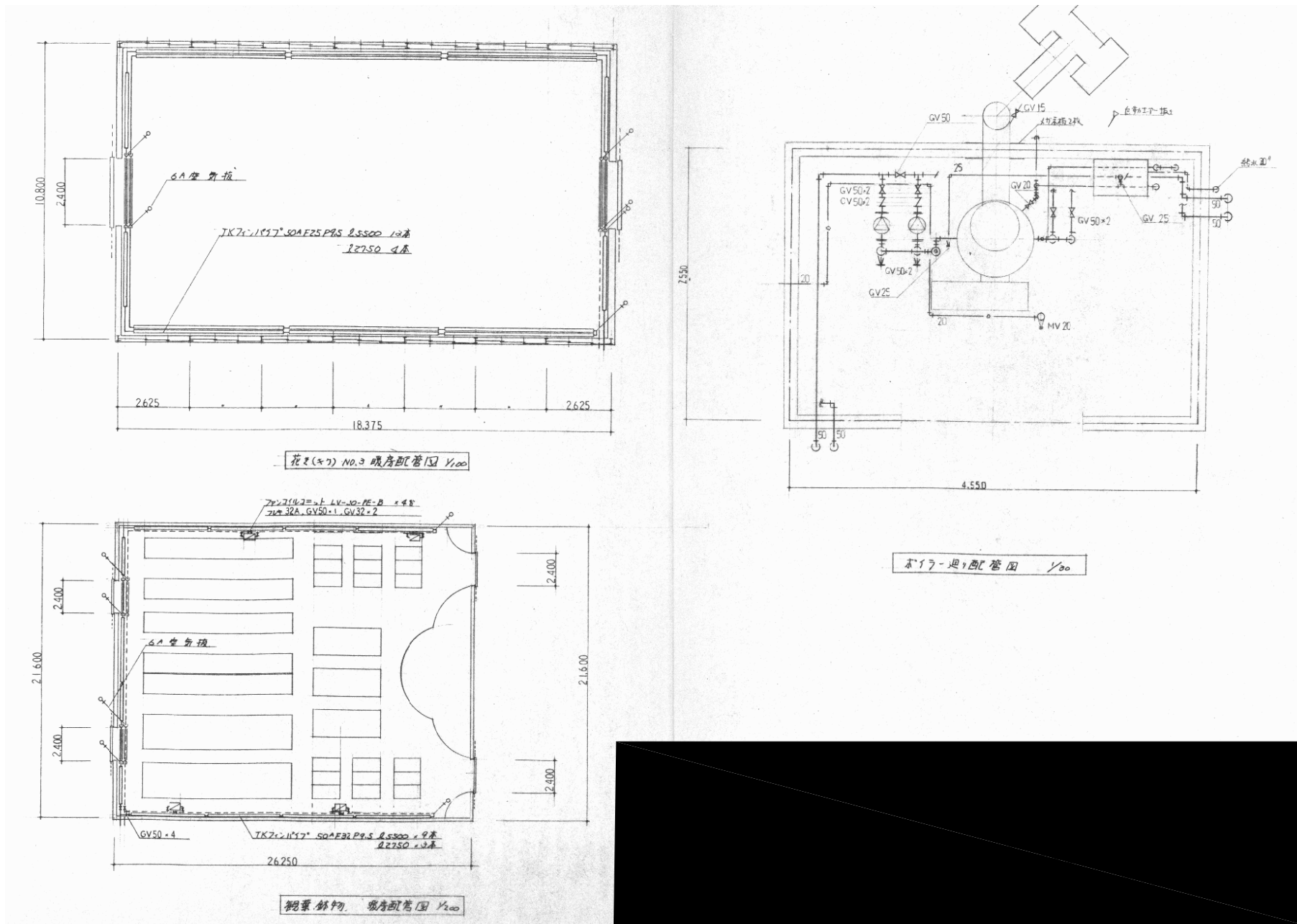


認可・実施 年度・番号	当初 令和 年度 第 号	第 回	変更 号
河川 名称	環境学習都市宣言記念公園		
地区 名称	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	1. 温室撤去① 矩計図		
縮尺	S=図示		
図面番号	111 枚ノ内 18		
都市計画・交通政策課			

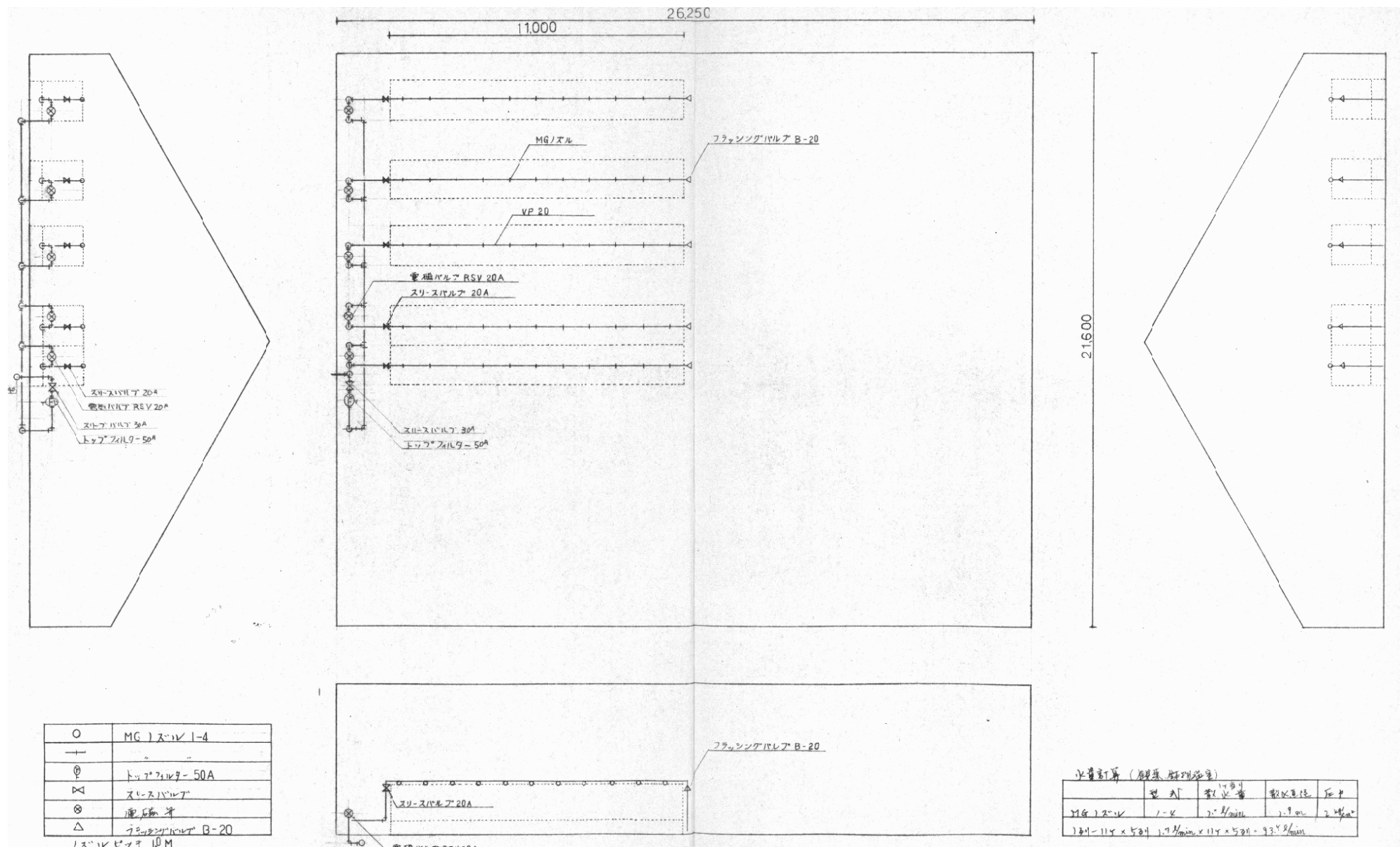


認可・実施 年度・番号	当初 令和 年度	第 年度	回変更 第 号
河川 名称	環境学習都市宣言記念公園		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	1. 温室撤去① 電気設備 配線図		
縮尺			
図面番号	111 枚ノ内 19		
都市計画・交通政策課			

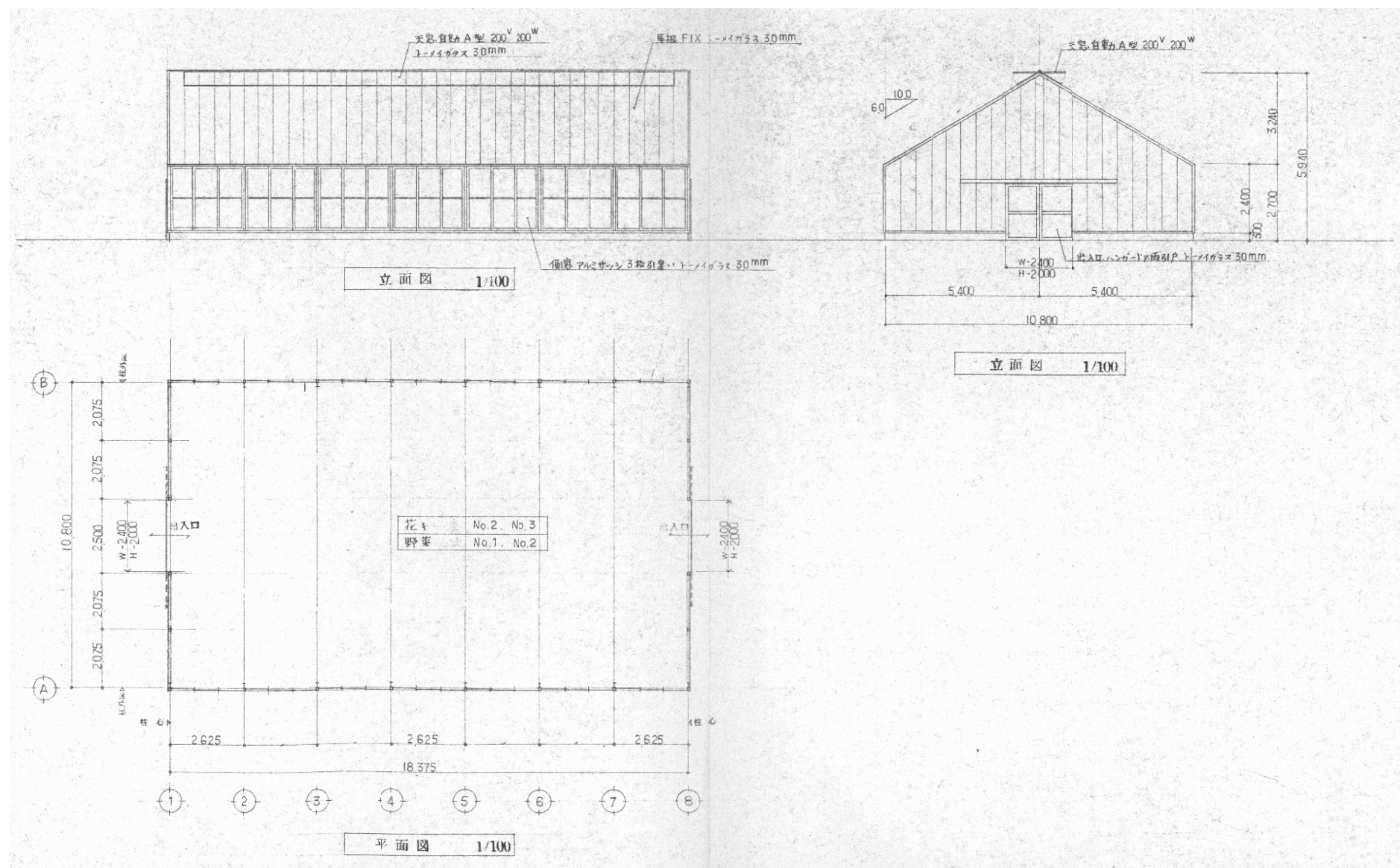




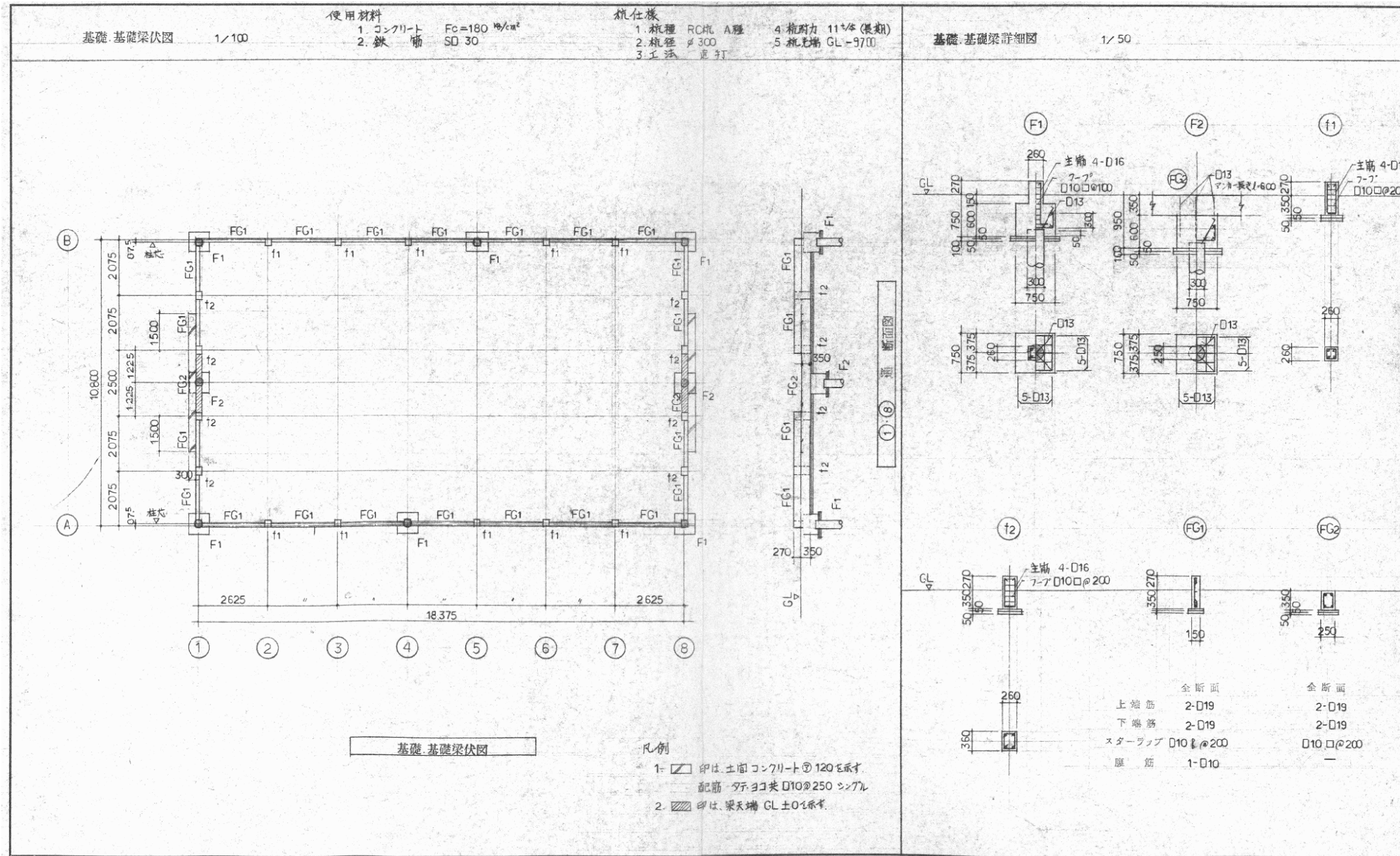
認可・実施 年度・番号	当初 令和 年度 第 号	第 回変更
河川 名称	環境学習都市宣言記念公園	
地区 名称	守山市幸津川町 地先	
工事名	既存施設等解体工事	
地名	守山市幸津川町 地先	
図面名	1. 温室撤去①、2. 温室撤去③ 17. ボイラー室撤去 暖房設備 配管図	
縮尺		
図面番号	111 枚ノ内 20	
都市計画・交通政策課		



認可・実施 年度・番号	当初 令和 年度 第 号	第 回 年度 第 号	変更
河川 地区 名	環境学習都市宣言記念公園		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	1. 温室撤去① 灌水設備 配管図		
縮尺			
図面番号	111 枚ノ内 21		
都市計画・交通政策課			



認可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	令和	年度	第 号
河川名称	環境学習都市宣言記念公園		
地区名称	守山市幸津川町 地先		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④ 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 平面図・立面図		
縮尺	S=図示		
図面番号	111 枚ノ内 22		
都市計画・交通政策課			

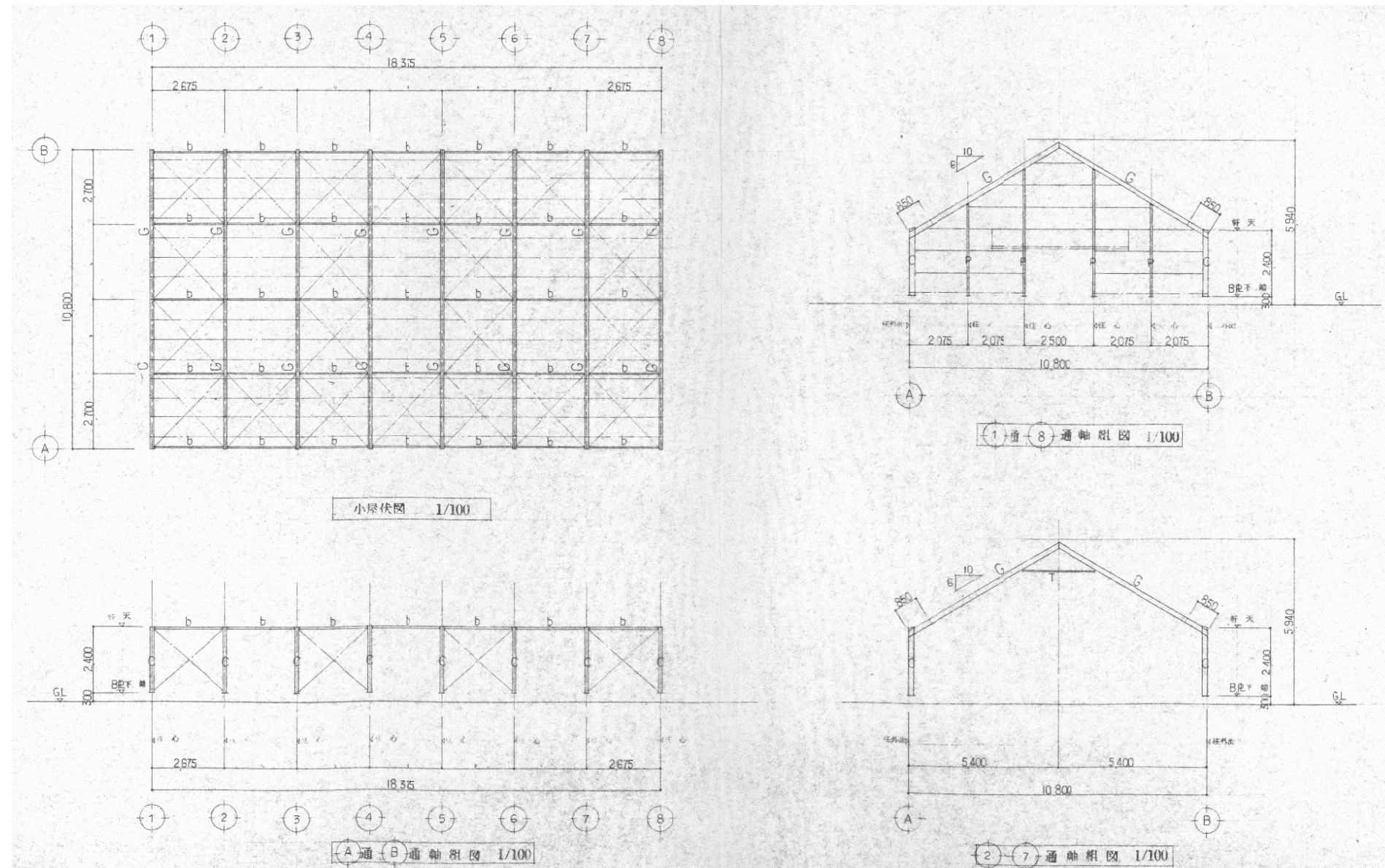


認可・実施 年度・番号	当初 令和 年度 第 号	第 年度 第 号	回変更
河川 地区 名	環境学習都市宣言記念公園		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④ 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 基礎、基礎梁伏図・詳細図		
縮尺	S=図示		
図面番号	111 枚ノ内 23		
都市計画・交通政策課			



部 材 リフト		
符号	部 材	備 考
G	LH - 175 × 90 × 3 <sup>2</sup> × 4 <sup>5</sup>	FR-6 HTB 4×M12 W-2R-4 <sup>5</sup> HTB-2×M12
b	C - 75 × 45 × 15 × 2 <sup>3</sup>	GR-4 <sup>5</sup> BT-2×M12
T	L - 50 × 50 × 4	GR-4 <sup>5</sup> HTB-2×M12
C	LH - 175 × 90 × 3 <sup>2</sup> × 4 <sup>5</sup>	BR-6 ABT-2・16° L=500 W.N.T
P	ロ - 100 × 100 × 2 <sup>3</sup>	BR-6 ABT-2・12° L=400 W.N.T
モヤ	C - 75 × 45 × 15 × 1 <sup>6</sup>	BT-M12
Y-アキ	C - 75 × 45 × 15 × 1 <sup>6</sup>	BT-M12
小径ブレース	ハウス ブレース - M12	GR-4 <sup>5</sup> BT-1×M12
大径ブレース	ハウス ブレース - M12	GR-4 <sup>5</sup> BT-1×M12

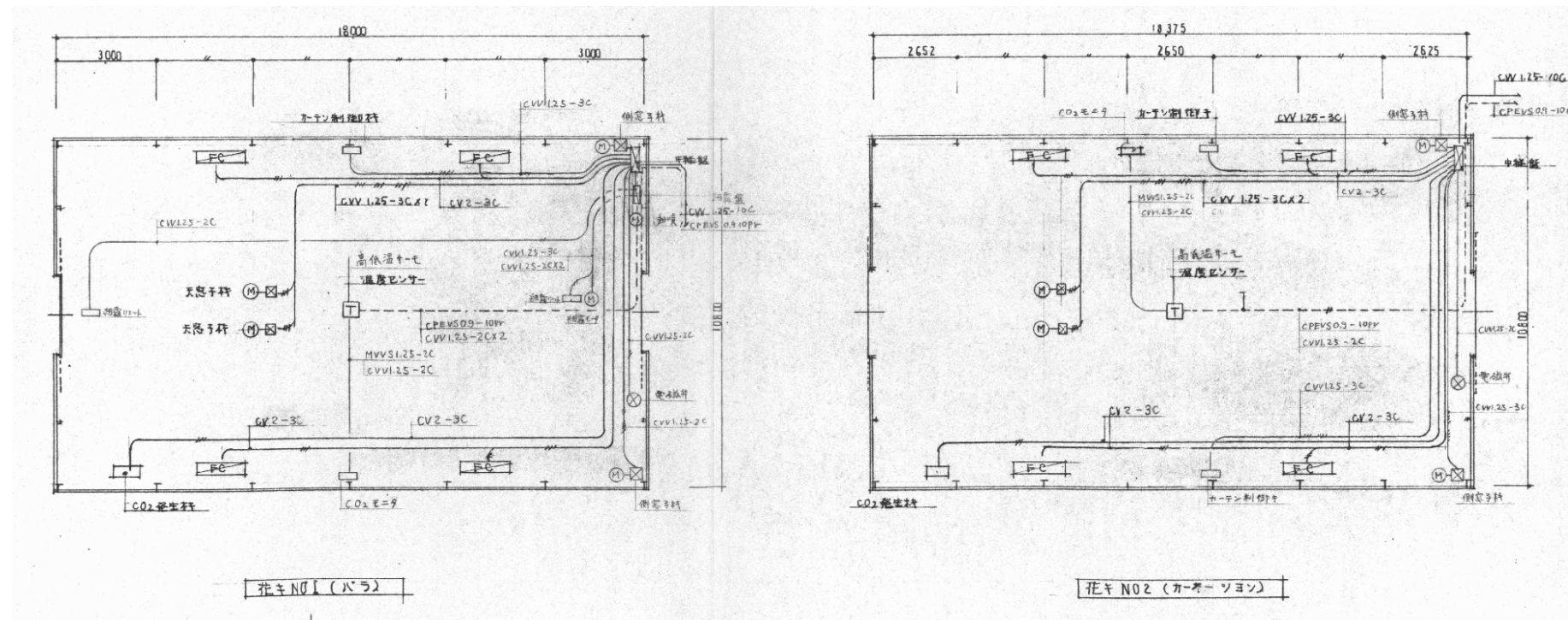
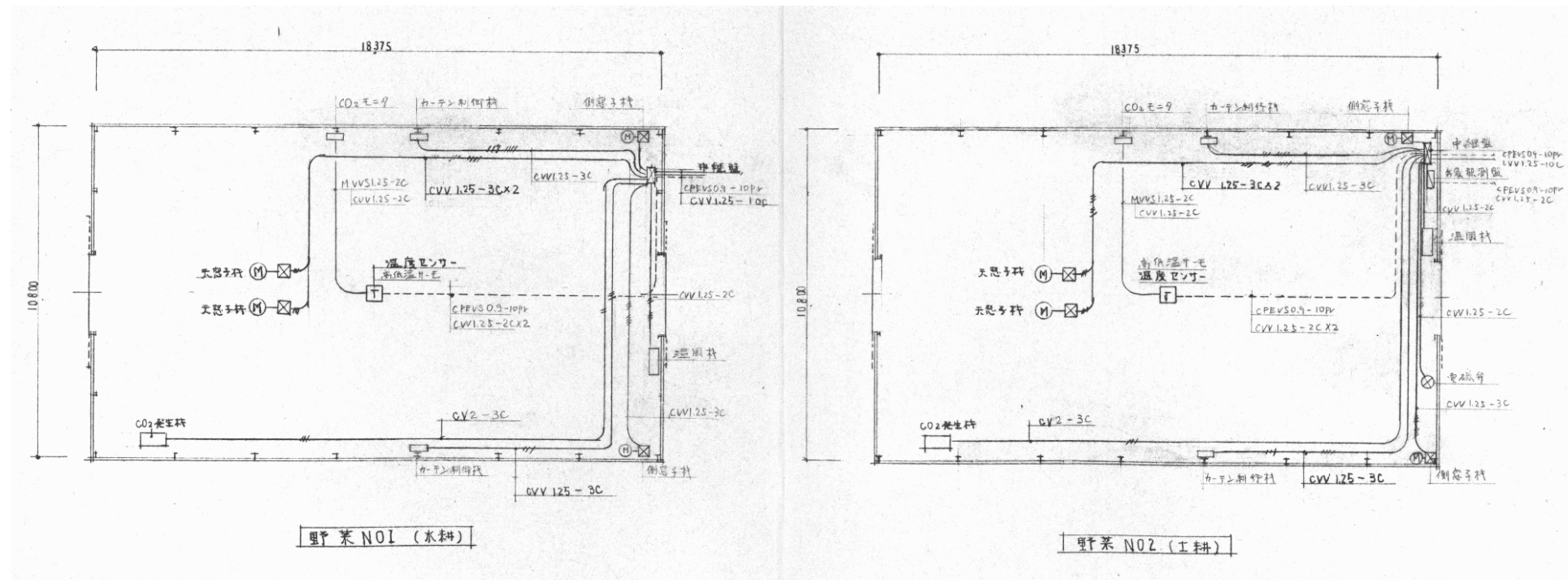
認可・実施	当初 第 回変更
年度・番号	令和 年度 第 号
河川名 路線名 地区名	環境学習都市宣言記念公園
工事名	既存施設等解体工事
地名	守山市幸津川町 地先
図面名	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④ 5. 温室撤去⑥、8. 温室撤去⑧ 9. 温室撤去⑩ 部材リスト
縮 尺	
図面番号	111 枚ノ内 24
都市計画・交通政策課	



認可・実施 年度・番号	当初 令和 年度 第 号	回変更
河川 名称	環境学習都市宣言記念公園	
地区 名称	守山市幸津川町 地先	
工事名	既存施設等解体工事	
地名	守山市幸津川町 地先	
図面名	2. 温室撤去③、3. 温室撤去④ 8. 温室撤去⑧、9. 温室撤去⑨ 小屋伏図・軸組図	
縮尺	S=図示	
図面番号	111 枚ノ内 25	
都市計画・交通政策課		







認可・実施年度・番号	当初	第	回変更
河川名称	令和	年度	第 号
地区名称	環境学習都市宣言記念公園		
工事名	既存施設等解体工事		
地名	守山市幸津川町 地先		
図面名	3. 温室撤去④、5. 温室撤去⑥ 8. 温室撤去⑨、9. 温室撤去⑩ 電気設備 配線図		
縮尺			
図面番号	111 枚ノ内 27		
都市計画・交通政策課			